

会計情報

Vol. 589

2025.9

Accounting, Tax & Consulting

企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準(案)」等の解説

金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理(2025年7月17日)の概要

2025年上期IPO市場の動向



Contents

	ページ	
	2	企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準(案)」等の解説 公認会計士 山田 正顕
	6	金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理(2025年7月17日)の概要 公認会計士 清水 恭子
	18	2025年上期IPO市場の動向 IPO監査事業部 公認会計士 岡部 卓弥
会計・監査	27	FASF: のれんの会計処理に関するテーマ提案への対応状況 『会計情報』編集部
	28	SSBJ: サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が、「補足文書」を公表 『会計情報』編集部
	29	SSBJ: サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局が、「SSBJハンドブック」を公表(6月30日) 『会計情報』編集部
	30	SSBJ: サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局が、「SSBJハンドブック」を公表(7月31日) 『会計情報』編集部
	31	総務省: 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案に関する意見募集 『会計情報』編集部
IFRS	32	Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域(2025年6月更新版) トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
	59	iGAAP in Focus財務報告 IASB、IFRS第16号の適用後レビューについて意見を募集する トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
会計基準等開発動向	63	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」等の解説

やまだ まさあき
公認会計士 山田 正顕

1. はじめに

2025年7月8日に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という）を公表した¹。

- 企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」（以下「後発事象会計基準案」という）
- 企業会計基準公開草案第88号『「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正（そのX）（案）」（以下「中間作成基準等の一部改正案」という）
- 企業会計基準適用指針公開草案第87号「後発事象に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「後発事象適用指針案」という）

また、併せて補足文書（案）「開示後発事象の例示及び開示内容の例示について（案）」（以下「後発事象補足文書案」といい、本公開草案と後発事象補足文書案を合わせて「本公開草案等」という）を公表した。

本公開草案等では、原則として日本公認会計士協会（JICPA）が公表した監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報560実1」という）で示されている会計に関する内容を踏襲して移管することが基本的な方針とされている。そのうえで、後発事象の対象期間の整理を行い、新たな注記事項について提案されている。本公開草案等に対するコメント期限は2025年9月12日である。

本稿では、本公開草案等の概要について解説する。

2. 公表の経緯

後発事象に関する取扱いについて、IFRS会計基準（IFRS）では国際会計基準（IAS）第10号「後発事象」（以下「IAS第10号」という）に取扱いが定められ、米国会計基準ではTopic855「後発事象」に取扱いが定められている。

一方、我が国では、後発事象に関する取扱いを定めた包括的な会計基準はなく、監基報560実1において、定義や取扱いなどが定められ実務が行われてきた。

2024年6月21日に、ASBJは「継続企業及び後発事象に関する調査研究」を公表した²。調査研究では、監基報

560実1における定めを会計に関する内容と監査に関する内容に切り分けて、会計に関する内容について会計基準で用いられる表現に見直した上でASBJに移管することは原則として可能と整理された。当該調査研究の結果を踏まえると、監基報560実1をASBJの会計基準に移管することにより、我が国の会計基準の全体像を把握しにくいなどの指摘されている課題に対応することとなり、会計基準の体系の完全性の改善が見込まれることから、ASBJにおいて検討が行われ、本公開草案等が公表された。

3. 移管にあたっての基本的な方針

本公開草案の開発にあたっては、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、原則として監基報560実1で示されている会計に関する内容を踏襲して移管することが基本的な方針とされている（後発事象会計基準案BC7項）。

本公開草案では、この基本的な方針に従い、後発事象に係る会計処理及び開示に関して監基報560実1で示されていた「修正後発事象についての基本的な考え方」及び「開示後発事象についての基本的な考え方」を踏襲した上で、表現の見直し及び後発事象の対象期間の整理等が行われている（後発事象会計基準案BC8項）。

4. 後発事象の定義

（1）後発事象の定義及び対象期間に関する基本的な取扱い

後発事象会計基準案において、後発事象は「決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象のうち、財務諸表の公表の承認日までに発生した会計事象をいう。」と定義されている（後発事象会計基準案第3項）。

移管にあたっての基本的な方針に従い、「決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象」という表現は監基報560実1の表現を踏襲しているが、監基報560実1の「監査報告書日」という表現は「財務諸表の公表の承認

¹ ASBJのホームページを参照（https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-0708.html）

² ASBJのホームページを参照（https://www.asb-j.jp/jp/misc/misc_others/2024-0621.html）

日」に見直すことが提案されている。この見直しにより、後発事象の対象期間の取扱い、IAS第10号及び我

が国のサステナビリティ開示基準における取扱いと整合することになると考えられる。

後発事象会計基準案	監基報560実1
「後発事象」とは、決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象のうち、財務諸表の公表の承認日までに発生した会計事象をいう。	後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象のことをいう。

下線は監基報560実1からの変更部分を示すため筆者が加筆している。

後発事象会計基準案では、「財務諸表の公表の承認日」について、財務諸表を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日付を指すとしている。また、「財務諸表を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人」は、企業の経営とガバナンスの構造に基づき決定されると考えられるため、企業ごとに異なり得るとしている（後発事象会計基準案BC15項）。

連結財務諸表においては、監基報560実1の取扱いを踏襲し、「決算日後」を「連結決算日後」と読み替え、連結子会社及び持分法適用会社（以下「連結子会社等」という）については、「連結決算日後」を「連結子会社等の決算日後」と読み替えることが提案されている（後発事象会計基準案第3項）。

（2）会計監査人設置会社の計算書類等及び連結計算書類における後発事象の対象期間

会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号）において作成される計算書類及び附属明細書（以下「計算書類等」という）又は連結計算書類に関する「財務諸表の公表の承認日」については、「企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則（平成18年財務省令第13号）に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日（以下「確認日」という）」とすることが提案されている（後発事象適用指針案第3項ただし書き）。

ここで、会計監査人は、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書580「経営者確認書」第8項及び第9項において、財務諸表に対する最終的な責任を有し、確認事項についての知識を有する経営者に対して、監査契約書に記載されたとおり、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成する責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請することが求められている。このため、後発事象適用指針案第3

項ただし書きの確認日は、通常、経営者確認書の日付と同一になると考えられる（後発事象適用指針案BC7項）。

また、企業において監査契約上の責任を果たしたことの確認を行う者は、企業の経営とガバナンスの構造により異なると考えられるが、業務執行の権限を有する最高経営責任者（当該役職名を使用していない場合にはその他の同等の者。また、財務報告に関し、最高経営責任者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者を含む）が想定されると考えられる（後発事象適用指針案BC6項）。

（3）期中における後発事象の定義

（1）の後発事象の定義の変更に伴い、第一種中間財務諸表、四半期財務諸表及び第二種中間財務諸表について定めている企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という）、企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下、中間会計基準と合わせて「中間会計基準等」という）、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という）、企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下、四半期会計基準と合わせて「四半期会計基準等」という）及び企業会計審議会が1998年（平成10年）3月13日に公表した「中間連結財務諸表等の作成基準」における後発事象の対象期間についての定めも、「財務諸表の公表の承認日」と整合する表現に見直すことが提案されている（後発事象会計基準案 本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正（2）、（5）、（6）及び（8）、並びに中間作成基準等の一部改正案第2項及び第3項）。

（4）修正後発事象及び開示後発事象の定義

後発事象会計基準案では、修正後発事象と開示後発事象の定義について、監基報560実1の表現が踏襲されている。

修正後発事象	決算日後に発生した会計事象ではあるが、その実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断又は見積りをする上で、追加的又はより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない会計事象をいう（後発事象会計基準案第4項）。
開示後発事象	決算日後において発生し、当期の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌期以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象をいう（後発事象会計基準案第5項）。

5. 会計処理

(1) 修正後発事象に関する基本的な取扱い

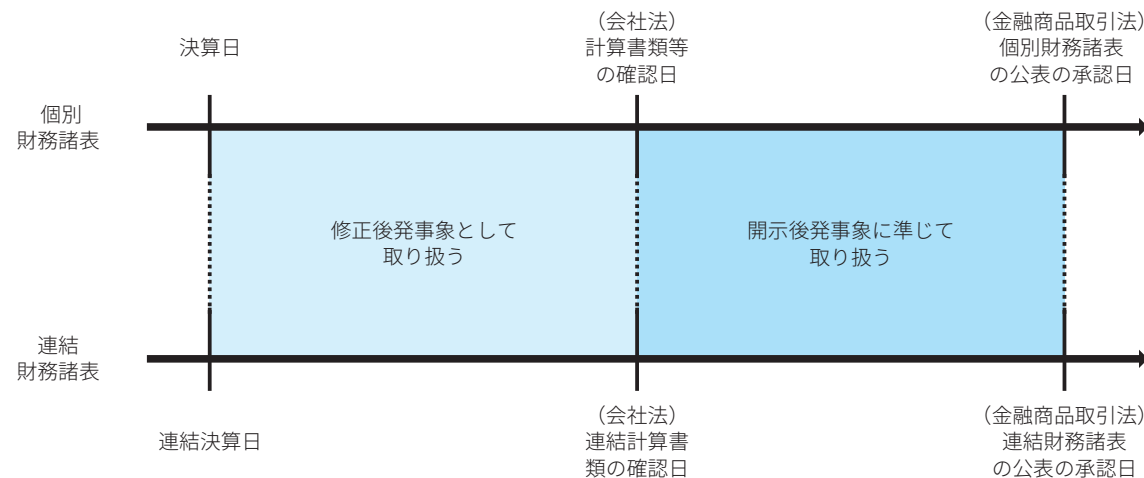
重要な修正後発事象については、財務諸表を修正することが提案されている（後発事象会計基準案第6項）。

(2) 会計監査人設置会社における確認日後に発生した修正後発事象の取扱い

会計監査人設置会社における計算書類等又は連結計算書類に関する確認日後に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき作成される個別財務諸表又は連結財務諸表の公表の承認日までに修正後発事象が発生した場合には、監基報560実1の特例的な取扱いを基本的に踏襲し、修正後発事象として取り扱わず、開示後発事

象に準じて取り扱うことが提案されている（後発事象適用指針案第4項）。

後発事象適用指針案では、金融商品取引法監査における連結財務諸表に関する特例的な取扱いについて、連結計算書類に関する確認日と連結財務諸表の公表の承認日との間に発生した修正後発事象を対象とする方がより整合的な取扱いとなると考えられることや、現行実務においては基本的に計算書類等と連結計算書類の監査報告書日が同一日付となっていることを踏まえ、連結計算書類に関する確認日後、連結財務諸表の公表の承認日までに発生した修正後発事象について開示後発事象に準じて取り扱うように、監基報560実1から表現の見直しが行われている（後発事象適用指針案BC9項）。



6. 開示

(1) 開示目的

重要な開示後発事象に関する注記における開示目的は、開示後発事象が発生した場合に当該開示後発事象が将来の企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フ

ローの状況に及ぼす影響を財務諸表利用者が理解できるように十分な情報を開示することにあることが提案されている（後発事象会計基準案第7項）。

(2) 注記事項

次の注記を行うことが提案されている。

注記事項	監基報560実1との関係
財務諸表の公表の承認日及び財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称（後発事象会計基準案第8項）	後発事象会計基準案において新たに注記を求めるものであり、後発事象が生じているかどうかにかかわらず注記を行う（後発事象会計基準案BC19項及びBC20項）。また、連結財務諸表を作成している場合であっても、個別財務諸表において省略できない（後発事象会計基準案BC28項）。
重要な開示後発事象に関する次の事項 ① 重要な開示後発事象の内容及び影響額等 ② ①の影響額の見積りができない場合、その旨及び理由	監基報560実1を踏襲するものである。また、連結財務諸表を作成している場合に連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一の内容であるとき、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる（後発事象会計基準案第10項）。

(3) 期中の取扱い

後発事象会計基準案において新たに注記を求めた「財務諸表の公表の承認日及び財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称」について、後発事象会計基準案では、中間会計基準等及び四半期会計基準等の改正が提案されていない。

なお、本公開草案と併せて公表されている「コメントの募集及び本公開草案の概要」の（別紙）では、本公開草案が最終化されるまでに、2025年4月23日にASBJが公表した企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第85号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」が最終化された場合に、後発事象会計基準案が提案する他基準修正を反映した案が参考として記載されており、期中財務諸表においても「財務諸表の公表の承認日及び財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称」についての注記は求めないことが提案されている。

7. 適用時期等

(1) 適用時期

早期適用の定めを設けず、公表から概ね1年程度経過後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが提案されている（後発事象会計基準案第11項）。

(2) 経過措置

適用初年度においては、遡及適用を行わず、公表から概ね1年程度経過後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から将来にわたって適用することが提案されている（後発事象会計基準案第12項）。

8. 補足文書（案）

後発事象会計基準案が確定して企業会計基準第XX号「後発事象に関する会計基準」として公表された場合に、仮にJICPAにより監基報560実1が廃止されたとき、監基報560実1に示されていた開示後発事象の例示及び開示内容の例示の内容を提供することを目的として、補足文書を公表することが提案されている。

後発事象補足文書案は、監基報560実1時において示されていた開示後発事象の例示及び当該例示に対応する付表2「開示後発事象の開示内容の例示」がそのまま示されている。例えば、開示後発事象の例示として、重要な事業の譲受が示されており、この場合の開示する事項として、「その旨及び目的」、「譲り受ける相手会社の名称」、「譲り受ける事業の内容」、「譲り受ける資産・負債の額」、「譲受の時期」及び「その他重要な特約等がある場合にはその内容」が例示されている。

以 上

金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（2025年7月17日）の概要

公認会計士 しみず きょうこ 清水 恭子

1. はじめに

2025年7月17日に金融庁金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）から、「金融審議会『サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ』中間論点整理」（以下「中間論点整理」という）及び「サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という）が公表された。中間論点整理及びロードマップは、2025年7月時点でのWGの議論の状況を中間整理として取りまとめたものである。

本稿では中間論点整理で方向性が示された、サステナビリティ情報の開示と第三者保証に関する主な論点について解説する。

基準委員会（SSBJ）が公表したサステナビリティ開示基準（2024年3月29日公開草案公表、2025年3月5日確定基準公表）（以下「SSBJ基準」という）に準拠した情報開示を求めること、及び当該情報に関する第三者保証制度を導入することなどについて審議を行った³。また、第三者保証に関する専門的な論点については、別途、WGの下にサステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「専門グループ」という）を設け、2025年2月以降4回の審議を行った。

WGでは、引き続き検討をすべき事項が残されているが（【図表13】参照）、SSBJ基準の適用開始時期、第三者保証制度の導入時期や導入当初の保証範囲など、大きな方向性については、WGの委員の賛同が得られた。これにより、新たな制度の導入に向けた、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、これまでの議論の状況を「中間論点整理」として公表した。

2. 公表の経緯・目的

WGは、2024年2月に開催された第52回金融審議会総会・第40回金融分科会合同会合における金融担当大臣からの諮問¹を受けて設置された²。

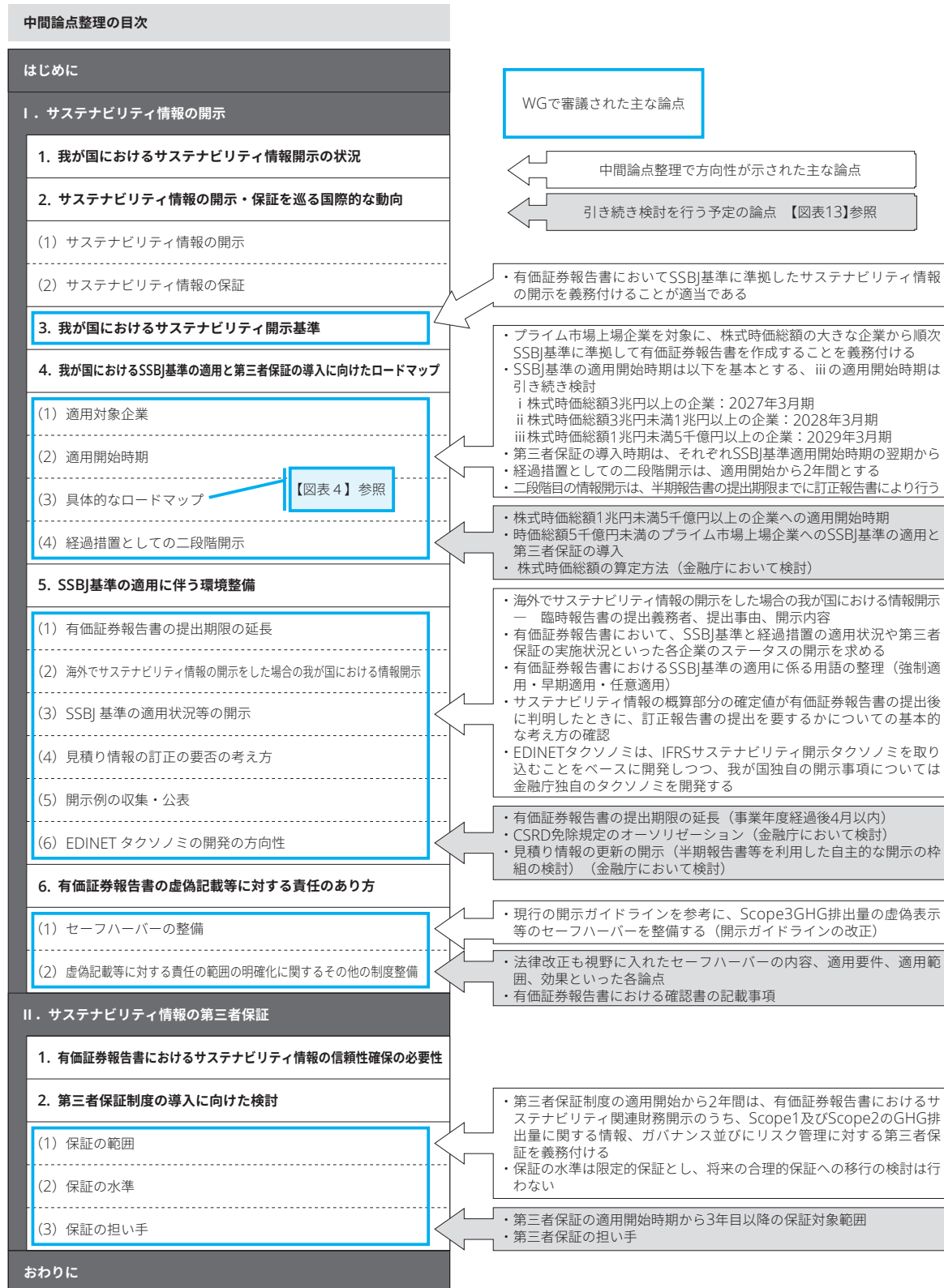
WGは、2024年3月から2025年6月にかけて8回の審議を行い、有価証券報告書において、サステナビリティ

3. 中間論点整理の構成

中間論点整理の構成は以下のとおりである。中間論点整理では、WGで議論された主な論点について、2025年7月時点での方向性が示されている（【図表1】参照）。

- 1 金融担当大臣からの諮問「サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うこと。」出所：金融庁第52回金融審議会総会配布資料「諮問事項」（2024年2月19日）
- 2 WGは、大学教授等の学識経験者、有価証券報告書の利用者である投資家、有価証券報告書の作成者である企業、ISO認定機関、公認会計士、弁護士など、座長と20名の委員により構成され、様々な立場の資本市場のステークホルダーから意見が聴取されている。またオブザーバーとして、サステナビリティ基準委員会、東京証券取引所、日本監査役協会、日本経済団体連合会、関西経済連合会、日本公認会計士協会、日本労働組合総連合会、日本銀行、法務省、財務省、経済産業省、環境省が参加している。
- 3 SSBJ基準には、有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠した開示を行う場合の適用対象企業や適用時期についての具体的な定めがない。これは、金融庁における法令上の手当てがなされることを前提としているためであり、具体的な適用対象企業や適用時期等についてWGにおいて審議が行われている。

【図表1】 中間論点整理の構成とWGで議論された主な論点



出所：中間論点整理及びロードマップを参考に筆者作成

4. 我が国におけるサステナビリティ開示基準（中間論点整理 I.3）

各国でサステナビリティ開示基準に基づく情報開示を制度化する動きがみられる中、WGにおいて、我が国に

おけるサステナビリティ開示基準の考え方について議論がされた。

中間論点整理では、WGの議論を踏まえて、【図表2】のような方向性が示されている。

【図表2】 我が国におけるサステナビリティ開示基準

論 点	中間論点整理で示された方向性
有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示基準	● 国際的なベースラインとなるISSB基準⁴と機能的な整合性が確保された基準を有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準とすることが適当である。 ● SSBJ基準はISSB基準と機能的な整合性が確保されており、SSBJ基準を金融商品取引法令に取り込み、有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けることが適当である。

出所：中間論点整理及びロードマップを参考に筆者作成

5. 中間論点整理で方向性が示されたサステナビリティ情報の開示に関する主な論点

（1）SSBJ基準の適用と第三者保証の導入に向けたロードマップ

① 適用対象企業（中間論点整理 I.4.（1））

SSBJ基準に基づく情報開示と第三者保証の義務付けの対象企業（以下「適用対象企業」という）については、諸外国の事例⁵や国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が公表した「法域ガイド」の考え方⁶等が参考にされている。我が国においては、東京証券取引所プライム市場上場企業の株式時価総額が圧倒的に大きいこと、プライム市場の上場企業はグローバルな投資家との建設的な対話を志向し、その対話においてサステナビリティ情報が重要なテーマの一つとなっていること等を踏まえ、プライム市場の上場企業の全部又は一部を対象として、SSBJ基準に基づく情報開示と第三者保証を求めていくことについてWGにおいて議論が行われた。

具体的には、東京証券取引所全上場企業の株式時価総額の合計の7割超を株式時価総額1兆円以上のプライム市場上場企業（171社）が占めている状況にあることから、当該企業までをSSBJ基準の適用対象とすることで、

我が国全体として「法域ガイド」にいうISSB基準が完全に導入された状態が達成されたと言い得ると想定し、議論が行われた。一方で、株式時価総額1兆円以上の企業数は限定的で、投資ユニバースという観点からはやや不十分であり、株式時価総額5千億円以上のプライム市場上場企業（累計284社）については、外国人株主保有比率が高いこと、海外でも事業を行っている可能性が高く、EUでの開示対応を求められる場合もあることなどから、早期にSSBJ基準の適用に向けた道筋を付けるべきであるとの意見もあった⁷。

中間論点整理では、WGでの議論を踏まえて、【図表3】のような方向性が示されている。

② 適用開始時期（中間論点整理 I.4.（2））

WGでは、プライム市場上場企業の中にも、現行制度に基づくサステナビリティ情報開示への対応状況に差があることや、企業によってリソースに相当ばらつきがあるとの意見を踏まえ、SSBJ基準の適用開始時期について、株式時価総額の規模に応じて段階的に適用していくことが合理的と考えられるとされた。また、検討に当たっては、第三者保証の導入時期との関係も考慮する必要があり、EUにおける企業サステナビリティ開示指令（以下「CSRD」という）の域外適用との関係から、2028会計年度よりも前に我が国において第三者保証制

4 国際会計基準財団（IFRS財団）が設置した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）より、2023年6月に、サステナビリティ関連の情報開示に関する包括的なグローバル・ベースラインとして「全般的な開示要求事項（S1基準）」及び「気候関連開示（S2基準）」が公表されている。これらを総称して「ISSB基準」という。

5 諸外国においては、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示と第三者保証の義務付けの対象企業を、従業員数や売上高・総資産の規模、資本市場への上場の有無等を基準として判断することとしている。（出所：中間論点整理P.4）

6 「法域ガイド」とは、ISSBが2024年2月に公表した、各法域がISSB基準と機能的な整合性が確保された基準に基づくサステナビリティ開示制度を導入する際の指針である。「法域ガイド」では、公的説明責任のある企業（PAE）の全て又は大半（all or most）に対して、ISSB基準又はISSB基準と機能的な整合性が確保された基準を適用した状態をもってISSB基準が完全に導入された状態と捉え、各法域における導入プロセスを2029年末までに完了すること等を求めている。かかる「大半（most）」の意義は、企業数ではなく、各法域におけるGDPや主要な株式指数銘柄の時価総額全体に対するサステナビリティ情報開示が強制されている企業の割合によって判断することとされている。（出所：中間論点整理P.4、5）

7 本文中の株式時価総額別の企業数と株式時価総額全体に占める割合は、2025年3月末時点のものである。（出所：中間論点整理P.5脚注12）

度を導入し、当該制度に基づく第三者保証が実施されていることが望ましい⁸とされた。これより、我が国における第三者保証制度の導入時期については、3月期決算の企業を例にとれば、2028年3月期からとすることが適当であるとされた。

その上で、WGでは、サステナビリティ情報の信頼性確保の観点から第三者保証の導入と同じタイミングでSSBJ基準の適用を開始すべきとの意見や、制度導入の初期段階であるため、利用者として第三者保証がないと受け入れられないということはなく、SSBJ基準の適用を先行させるべきとの意見もみられたが、全体としてSSBJ基準の適用を第三者保証の導入に先行させるべきとの意見が多数であった。また、EUに所在する上場大会社は、既に2024会計年度からCSRDに基づき、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に準拠した情報開示を行っている中、EUの大企業と競合関係にある我が国を代表する企業においてもSSBJ基準に基づく情報開示が速やかに行われるようにするべきとの意見があった。

中間論点整理では、SSBJ基準の適用を可能な限り早期に開始することは、我が国におけるサステナビリティ情報開示の比較可能性の確保と質の向上につながるものと考えられることも踏まえると、SSBJ基準の適用開始時期を第三者保証の導入の1年前である2027年3月期か

らとすることが適当であるとの方向性が示されている（【図表3】参照）。

③ 具体的なロードマップ（中間論点整理 I.4. (3)）

WGにおいて、上記①及び②を踏まえ、我が国におけるSSBJ基準の適用開始時期は、「i. 株式時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期から」、「ii. 株式時価総額3兆円未満1兆円以上の企業は2028年3月期から」、「iii. 株式時価総額1兆円未満5千億円以上の企業は2029年3月期から」、を基本とすることについて議論された。

この点、ii及びiiiに該当する企業の適用開始時期について、開示に必要なリソースを確保するために慎重な検討が必要との意見もあった。一方で、株式時価総額1兆円以上の企業の中には既にSSBJ基準の適用を見越して準備を進めている企業もあり、企業の予見可能性を高める必要があるとの観点や、資本市場の大半（most）についてSSBJ基準が適用される時期を早期に示すべきとの観点から、iiの適用開始時期についても確定するべきとの意見が多数であった。

中間論点整理では、WGでの議論を踏まえて【図表3】のような方向性が示されている。また、中間論点整理とあわせて、具体的なロードマップが公表されている（【図表4】参照）。

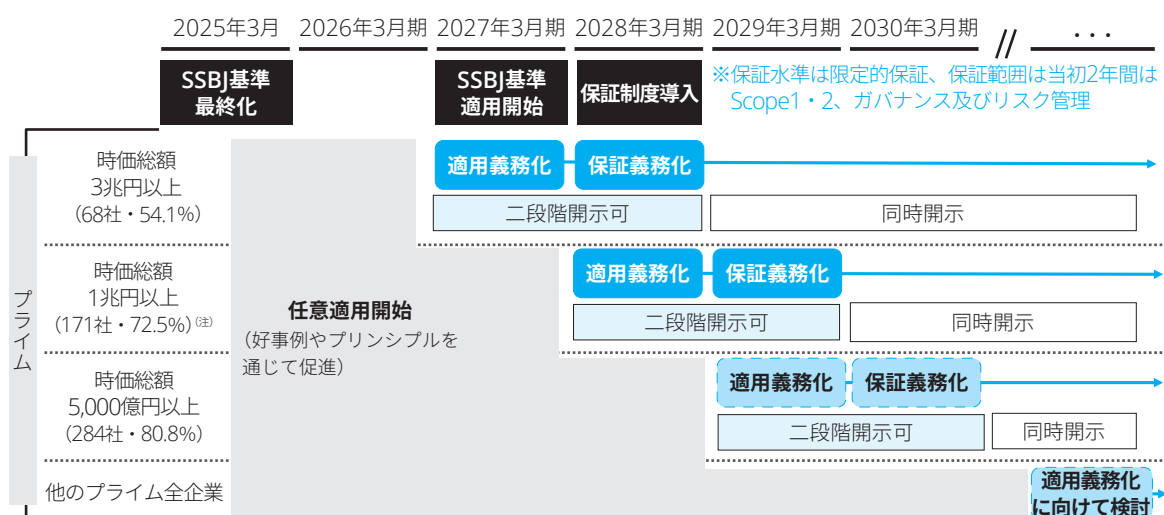
8 EUにおいては、2028会計年度（3月決算企業であれば2029年3月期）から、EU域外の一定規模以上の企業に対して、CSRDに基づく連結ベースでの第三者保証付きのサステナビリティ情報開示を義務付けている。我が国企業がEU域内において不利な取扱いを受けないようにするためには、我が国の新たな制度に基づく保証業務実施者による第三者保証がEU域内においても有効なものとされる必要がある。そのためには、2028会計年度よりも前に我が国において第三者保証制度を導入し、当該制度に基づく第三者保証が実施されていることが望ましい。（出所：中間論点整理P.5、6）。

【図表3】SSBJ基準の適用と保証制度の導入

論 点	中間論点整理で示された方向性
SSBJ基準の適用対象企業と適用開始時期及び保証制度の導入時期	- プライム市場上場企業を対象に、株式時価総額の大きな企業から順次SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。 - SSBJ基準の適用開始時期は、以下を基本とする（【図表4】参照）。 i. 株式時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期 ii. 株式時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期 iii. 株式時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期 - ただし、iiiの適用開始時期は国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討し、本年中を目途にWGで結論を出すことが適当である（【図表13】参照）。 - 第三者保証の導入時期は、それぞれ、SSBJ基準の適用開始時期の翌期からとする。 - 時価総額5千億円未満のプライム市場上場企業へのSSBJ基準の適用と第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討し、数年後を目途に結論を出すことが適当である（【図表13】参照）。 - 株式時価総額の算定方法については、ISSBの「法域ガイド」の考え方（流通市場における株式時価総額の過去5年間の平均によって決定する）を参考にしつつ、金融庁において検討を行うべきである（【図表13】参照）。 - 最近のEUにおける動向（欧州委員会が提出したオムニバス法案⁹など）は、我が国のロードマップに影響を与えるものではないと考えられる。

出所：中間論点整理及びロードマップを参考に筆者作成

【図表4】サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ



(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg Finance L.P. 及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成）

出所：ロードマップを参考に筆者作成

④ 経過措置としての二段階開示（中間論点整理Ⅰ、

4. (4))

WGにおいて、ISSB基準で適用初年度の経過措置として認められている二段階開示（本来年次報告書に記載すべきサステナビリティ関連財務開示の報告を、翌期の期中報告と同じタイミングで行うこと）（【図表6】参照）を、我が国においても法令上の経過措置として導入するとの方針の下、その具体的な方法と適用期間について議

論が行われた。

WGでは、企業にとっては「訂正」という用語に心理的抵抗があり、社内的にも重い意味があるとして、訂正報告書によることについて否定的意見もあった。これについては、中間論点整理において、以下の点より二段階目の情報開示は、半期報告書よりも、有価証券報告書の訂正報告書において行う方が、制度的な整合性が確保でき、適当であるとの考え方が示されている。

9 EUにおいては、2025年2月に、欧州委員会が二つの法案からなる「オムニバス法案」を提出している。このうち、一つ目の法案は、一定規模以上の非上場企業等と上場中小企業等に対するCSRDの適用開始時期を、それぞれ2025会計年度から2027会計年度に、2026会計年度から2028会計年度に2年間延期するものであり、これについては2025年4月に欧州議会で議決され、発効済みである。もう一つの法案は、企業負担の軽減のため、CSRD適用対象企業の閾値としての従業員の数を500人超から1,000人超に引き上げるることにより、対象企業の範囲の絞込み等を行おうとするものである。（出所：中間論点整理P.7）

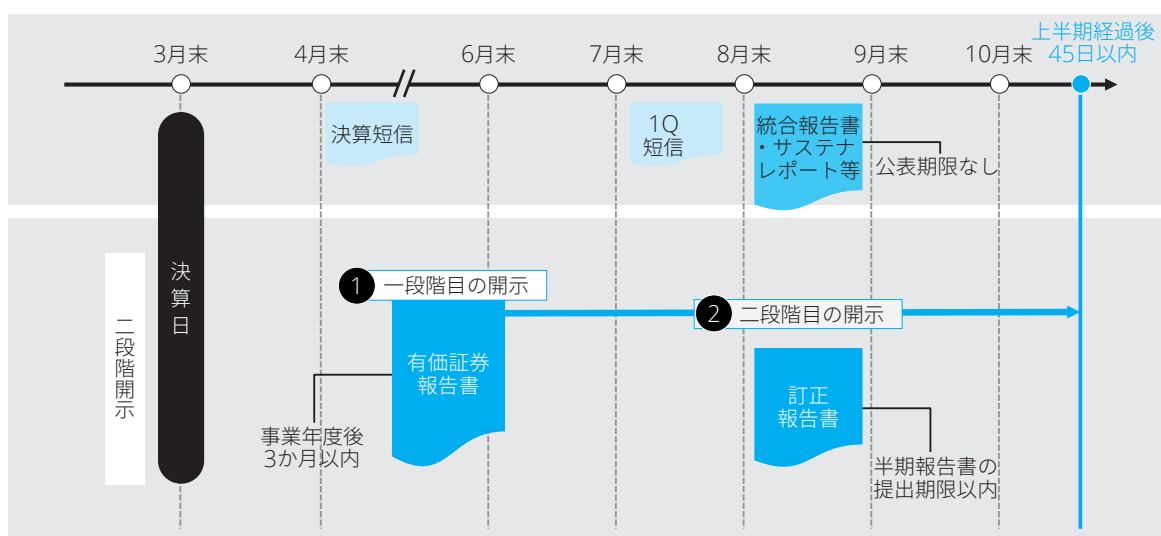
- 二段階開示が法令上の経過措置として定められる手続であることから、訂正報告書の提出理由にその旨を明確に記載していれば、社内外からそのような消極的な捉え方をされるおそれはないものと考えられる。
 - 有価証券報告書は事業年度末又はその提出日時点の状況を記載するものであり、その訂正報告書は有価証券報告書提出会社が訂正を必要とするものと認めたとときに提出するとされている。
 - 半期報告書は中間会計期間の末日又はその提出日時点の状況を記載するものとされている。
- 中間論点整理では、WGでの議論を踏まえて、【図表5】のような方向性が示されている。

【図表5】経過措置としての二段階開示

論 点	中間論点整理で示された方向性
二段階開示の方法	●二段階目の開示の媒体は、半期報告書もしくは有価証券報告書の訂正報告書を利用することが考えられるが、訂正報告書を利用する方が、制度的な整合性¹⁰が確保でき、適当である。 ●訂正報告書には提出期限がないことから、提出時期について予見可能性がなく、また、長期間にわたり提出されないというデメリットも観念し得るが、投資者に早期に情報開示を行う観点からは、必ずしも半期報告書の提出期限まで待つ必要はなく、「半期報告書の提出期限までに」訂正報告書により二段階目の開示を行うことが適当である。 ●二段階開示を行う際、既に制度上定められている記載事項（有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」や「従業員の状況」の項目においてサステナビリティ情報の開示が求められているところ）は、一段階目の有価証券報告書において引き続き開示されるべきであり、二段階目の訂正報告書においてSSBJ基準に基づく情報開示を一括して行うことが適当である。
二段階開示の適用期間	●SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年の第三者保証の導入初年度の2年間は、新たな制度に対応するための準備期間と捉え、二段階開示の適用期間を当該2年間とすることが適当である。

出所：中間論点整理を参考に筆者作成

【図表6】二段階開示のイメージ図（3月決算の場合）



出所：第4回WG事務局説明資料（2024年10月10日）を参考に筆者作成

（2）SSBJ基準の適用に伴う環境整備

① 有価証券報告書の提出期限の延長（中間論点整理 I. 5. (1)）

現行制度上の有価証券報告書の提出期限は、事業年度経過後3月以内とされている¹¹。今後、財務諸表監査に

加えてサステナビリティ情報の第三者保証への対応が必要になることを踏まえれば、諸外国の年次報告書の公表期限¹²を参考に、有価証券報告書の提出期限を事業年度経過後3月以内から4月以内に延長することが考えられる。

¹⁰ 有価証券報告書は事業年度末又はその提出日時点の状況を記載するものであり、その訂正報告書は有価証券報告書提出会社が訂正を必要とするものと認めたとときに提出するとされていること（金融商品取引法第24条の2第1項において準用する同法第7条第1項）、半期報告書は中間会計期間の末日又はその提出日時点の状況を記載するものとされている。（出所：中間論点整理P.9及びP.9脚注22）

¹¹ 金融商品取引法第24条第1項

¹² 英、独、仏においては、制度上、年次報告書の公表期限が事業年度経過後4月以内とされている（出所：中間論点整理P.10脚注28）。

WGにおいて、SSBJ基準上開示が求められる数値を全て実測値で測定しようとする場合には、データ収集上の課題があり、有価証券報告書自体の提出期限の後ろ倒しも検討すべきとの意見や、EUでは、時価総額3兆円以上に相当する上場企業のうちのほぼ全てが事業年度経過後3月以内に第三者保証付きでCSRDに基づく情報開示を実施している実態があるため、我が国企業の開示が海外企業に比して遅れることが懸念されとの意見や、財務情報も含めて提出が遅れることに対しては投資家の抵抗感が強いのではないかなど、様々な意見が委員から示された。

中間論点整理では、引き続き検討し、本年中を目途にWGで結論を出すことが適当であるとの方向性が示されている（【図表13】参照）。

② 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示（中間論点整理 I. 5. (2)）

WGにおいて、EUにおけるCSRDに基づき、我が国企業が海外でサステナビリティ情報の開示を行った場合¹³の、我が国における情報開示のあり方について、情報開示自体の可否をはじめ、開示内容、開示の要件等について議論された。

中間論点整理では、この点、我が国の投資者が、我が国企業の海外におけるサステナビリティ開示についての情報を得られるようにし、また、当該情報を入手できるタイミングが海外投資家に比して遅れないようにする観点からは、我が国において臨時報告書での情報開示を求めることは一定の有用性が認められるものの、企業負担とのバランスに鑑みると、【図表7】のように整理することが適当であるとしている。

【図表7】 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示

論 点	中間論点整理で示された方向性
臨時報告書の提出義務者	●SSBJ基準の導入後は、有価証券報告書をもって我が国の投資者に対する必要な情報開示が行われることになるため、有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠した開示を行っていない者とするのが適当である。
提出事由	●臨時報告書での開示をSSBJ基準に基づく我が国での情報開示に代わり得るものと捉えれば、SSBJ基準と同様に連結ベースでの開示が海外で行われた場合に開示を求めることが合理的である。 ●そのため、提出事由については、連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合とすることが適当である。
開示内容	●本臨時報告書の趣旨が、我が国の投資者が、海外投資家と同等の情報を把握できるようにすることにあるため、必ずしも臨時報告書自体に海外での開示内容の全てが記載されていることは要しないと考えられる。 ●そのため、開示内容については、以下とすることが適当である。 ➢ 海外のサステナビリティ開示基準に基づき連結ベースでの開示を行った旨 ➢ 開示を行っている場所（ウェブサイトへのURL等） ➢ 第三者保証を受けている場合にはその旨 ➢ 保証業務の提供者の名称
CSRDに基づく免除を受けるための保証業務提供者のオーソリゼーション（告示指定制度）の検討	●CSRDでは、連結ベースでの第三者保証付きの開示を行うことで、単体ベースでの第三者保証付きの開示義務の免除を受けることができるとされており、かかる免除¹⁴を受けるためには、親会社が所在する第三国（我が国）の法令に基づきオーソリゼーションを受けた保証業務の提供者による第三者保証を受ける必要があるとされている。 ●かかる制度枠組の可否やその具体的内容については、企業のニーズ等の観点から必要性を見極めた上で、金融庁において検討を行うべきである（【図表13】参照）。

出所：中間論点整理を参考に筆者作成

¹³ EUにおいては、我が国企業を含むEU域外の企業に対しても、2028会計年度（3月決算企業であれば2029年3月期）から、CSRDに基づく第三者保証付きのサステナビリティ情報開示を求めている。また、EU域内に所在する子会社や支店が単体ベースでCSRDに基づく第三者保証付きの情報開示を義務付けられている事業体に該当する場合、かかる義務の免除を受けるために、我が国企業が2027会計年度（3月決算企業であれば2028年3月期）から前倒してCSRDに基づく連結ベースでの第三者保証付きのサステナビリティ情報開示を行うことも想定される。（出所：中間論点整理P.11）。

¹⁴ このような免除申請が行われるタイミングは、オムニバス法案の影響により当初想定されていた2025会計年度（3月決算企業であれば2026年3月期）より遅れ、2027会計年度（3月決算企業であれば2028年3月期）に係る開示の時期と予想される。WGでは、その時点までに、新たな登録制度の下で登録を受けた保証業務実施者が存在していなければ、別途、暫定的な制度対応として、一定の保証業務の提供者を法令上指定する枠組を整備することについても議論された。（出所：中間論点整理P.12）。

③ SSBJ基準適用状況等の開示（中間論点整理Ⅰ、5. (3)）

有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠した開示を行う企業の中には、法令上定められた時期にSSBJ基準を適用する企業、前倒しで適用する企業のほか、SSBJ基準を任意に適用する企業（例えば、スタンダード市場上場企業）もあり得る。また、経過措置としての二段階開示を適用する企業と適用しない企業といった区分のほか、第三者保証を受けている企業と受けていない企業といった区分も考えられる。

WGにおいて、企業によって有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用状況や第三者保証の実施状況に差異が

あるため、投資者に混乱が生じないようにするべきとの意見があった。

中間論点整理では、投資者の理解の向上に資するよう、有価証券報告書において、SSBJ基準と経過措置の適用状況や第三者保証の実施状況といった、各企業のステータスの開示を求めることが適当であるとの方向性が示されている（【図表8】参照）。

また、これに関連して、WGにおいて「任意適用」「部分適用」「任意開示」といった用語の整理についての議論が行われ、中間論点整理で、【図表8】のような整理がされている。

【図表8】SSBJ基準の適用状況の開示

論 点	中間論点整理で示された方向性
SSBJ基準の各企業の適用状況の開示	有価証券報告書において、SSBJ基準と経過措置の適用状況や、第三者保証の実施状況といった、各企業のステータスの開示を求めることが適当である。
有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理	- SSBJ基準上、基準の定め of 全てに準拠していなければ準拠表明はできないとされていることを踏まえ、SSBJ基準の定め of 全てに準拠した開示のうち、有価証券報告書において行われる開示を「適用」と表現することが適当である。 「適用」は以下の三つに区分されるものとする。 ➤ 強制適用：SSBJ基準の適用対象企業が、SSBJ基準に基づく開示を法令上定められた時期に行う。 ➤ 早期適用：SSBJ基準の適用対象企業が、法令上定められた時期より早期に開示を行う。 ➤ 任意適用：SSBJ基準の適用対象外企業がSSBJ基準に基づいて開示を行う。

出所：中間論点整理を参考に筆者作成

④ 見積り情報の訂正の要否の考え方（中間論点整理Ⅰ、5. (4)）

SSBJ基準において開示が求められる数値は、対象数値を直接モニタリングする方法で行う直接測定のほか、合理的方法による見積りを使用した測定も認められている。例えば、見積りによるGHG排出量の算定は、「活動量」×「排出係数」×「地球温暖化係数」の算式によって行うものとされているが、事業年度のうち一部の期間の「活動量」の測定を概算で行うことも想定される。

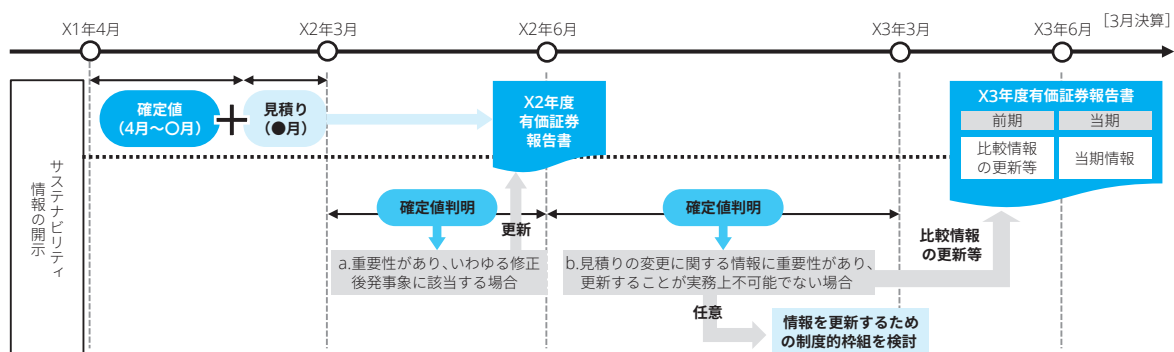
WGにおいて、こうした場合において、かかる概算部分の確定値が有価証券報告書の提出後に判明したとき

に、当該有価証券報告書の訂正報告書の提出を要するかどうかについて議論が行われた。また、次年度に提出する有価証券報告書を待たずに、早期に確定値の更新を行いたいという企業側のニーズもあり得ることから、事業環境の大幅な変化があった場合など概算値と確定値との差が大きくなるような場合には、これを自主的に開示できるような枠組を検討するべきではないかとの意見があった（【図表10】参照）。

中間論点整理では、これらのWGでの議論を踏まえ、【図表9】のような方向性が示されている。

論 点	中間論点整理で示された方向性
見積り情報の訂正についての基本的な考え方	● 金融商品取引法上の訂正報告書は、有価証券報告書提出会社が訂正を必要とするものがあると認めたときに提出するとされている。その提出の要否は、一般に、事業年度末又は有価証券報告書の提出日時点の状況について判断される。 ● 当該時点以降の事情の変更は、訂正事由とはならないものと解されていること¹⁵を踏まえると、訂正報告書の提出が必要となるわけではない。
自主的な見積り情報の更新の開示	● 自主的な見積り情報の更新の開示における具体的な開示媒体については、WGにおける意見を踏まえ、金融庁において、半期報告書等を利用した自主的な開示の枠組を検討すべきである（【図表13】参照）。
見積り情報が正確ではなかった場合の考え方	● 上記の整理は、見積り情報が正確である場合を前提としたものであり、正確でない見積り情報は、誤謬に該当し、重要性に応じて、有価証券報告書の訂正報告書が必要となることも考えられる。

【図表10】見積りの更新に係る検討



⑤ EDINETタクソノミの開発の方向性（中間論点整理
1.5.(6))

中間論点整理では、IFRSサステナビリティ開示タクソノミを取り込むことをベースに開発しつつ、我が国独自の開示事項については、金融庁独自のタクソノミを開発するという方向性が示されている。

(3) 有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方

SSBJ基準により開示が求められるサステナビリティ情報は、財務情報と比較すると、相対的に不確実性が高いという特性があると考えられる。この点、法定開示書類である有価証券報告書には、重要な事項について虚偽の記載があった場合や開示すべき重要な事項の記載が欠けているなどの場合には、その態様に応じて損害賠償責任の特則、課徴金納付命令、罰則といった規定の適用がある¹⁷ことから、企業としては、結果的に虚偽記載等の責任を問われることを恐れるあまり、有価証券報告書での積極的な情報開示を避けようとするのが懸念される。この場合、投資判断に有用な情報を提供すべき有価証券報告書の開示内容が、横並びで、定型的なものになってしまう可能性がある。

こうした背景を踏まえ、WGにおいて、有価証券報告書での開示の充実と虚偽記載等に対する責任の範囲の明

17 金融商品取引法第21条の2、第172条の4第1項、第197条第1項第1号・第207条第1項第1号など（出所：中間論点整理P.16脚注50）

確化のための環境整備として、虚偽記載等に対する責任のあり方、いわゆるセーフハーバーの導入について議論が行われた。

現状の「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」という）では、有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるとしている¹⁸。他方、Scope3GHG排出量に関する情報については、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められるといった特性があることを踏まえ、現行の開示ガイドラインを参考に、まずは、Scope3GHG排出量の虚偽記載等のセーフハーバーを整備することについてWGで賛同が得られた。また、WGにおいて、セーフハーバーの対象をバリューチェーン情報一般に拡大すべきではないかといった意見のほか、サステナビリティ情報の特性を踏まえた上で法的責任のあり方を議論すべきではないか、

金融商品取引法上の損害賠償責任の要件を他国の例との整合性も踏まえて見直すべきではないかという意見もあった。

中間論点整理では、これらを踏まえて、セーフハーバーの整備について、【図表11】のような方向性が示されている。

② 虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化に関するその他の制度整備（中間論点整理Ⅰ.6.（2））

金融商品取引法上、上場会社等は、有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを代表者及び最高財務責任者が確認した旨を記載した確認書を、有価証券報告書と併せて提出・開示する必要がある¹⁹。

WGにおいて、経営者等の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、経営者等が、有価証券報告書を作成し、開示するための手続を整備していること、その実効性を確認していることを確認書の記載事項として追加することや、有価証券報告書に新たな記載を求めることについて議論が行われた。

中間論点整理では、WGでの議論を踏まえ、【図表11】のような方向性が示されている。

【図表11】有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方

論 点	中間論点整理で示された方向性
セーフハーバーの整備	● 開示ガイドラインの改正により、仮にScope3GHG排出量に関する定量情報が事後的に誤りであったことが判明したとしても、以下の場合には、虚偽記載等の責任を負わないとすることが適当であり、まずはこの方針を踏まえて開示ガイドラインの改正を行うべきである。 ➢ 企業の統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、 ➢ その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合 ● セーフハーバーの内容、適用要件、適用範囲、効果といった各論点について、法律改正も視野に入れて、引き続き検討していくことが望ましいとの方向性が確認された。 ● 2025年6月25日に開催された第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合において、今夏以降に新設されるディスクロージャーワーキンググループ（仮称）を新設し、セーフハーバーの議論を行うこととされた（【図表13】参照）。
その他の制度整備	● 経営者等有価証券報告書を作成し、開示するための手続を整備していること、その実効性を確認していることを確認書の記載事項として追加することについては、上記の「セーフハーバーの整備」の論点と密接に関連する。 ● そのため、当該論点と併せて、引き続き検討していくことが望ましく、今夏以降に新設されるディスクロージャーワーキンググループ（仮称）において議論することが考えられる（【図表13】参照）。

出所：中間論点整理を参考に筆者作成

¹⁸ 開示ガイドライン5-16-2及び24-10。なお、「具体的な説明」としては、例えば、将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられるとされている。（出所：中間論点整理P.16脚注51）

¹⁹ 金融商品取引法第24条の4の2（出所：中間論点整理P.17脚注55）

6. 中間論点整理で方向性が示されたサステナビリティ情報の第三者保証に関する主な論点

保証の範囲、保証の水準、保証の担い手（中間論点整理Ⅱ. 2. (1) (2) (3)）

第三者保証制度導入の検討に当たり、保証の範囲、水準、担い手など大きな方向性に関わるものはWGで議論し、専門的な知見が必要な保証の担い手の登録要件、義務・責任、保証基準及び倫理・独立性基準のあり方、自主規制機関の役割などについては、専門グループを設置してさらに議論することとされた。

WGにおいて、保証業務の担い手については、その属性にかかわらず、新たな登録制度の下で登録を受けた保証業務実施者とし、その者が必要に応じて、外部専門家を活用するといった方向性の下で、専門グループに対

し、保証業務実施者に関する規律につき詳細な議論を行うことを委ねた。

専門グループにおいては、保証の担い手について、企業や情報利用者のニーズ、海外動向などを踏まえ、「監査法人に限定すべきでない」との意見、「監査法人に限定すべき」との意見、「その他」の意見と様々な意見が専門グループの委員から示された²⁰。

また、WGでは、登録要件、品質管理体制、自主規制機関、検査・監督のあり方など、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示に対する保証業務を実施するに当たって必要な能力や保証制度の全体像を考慮した上で、保証の担い手について検討すべきであるとの意見があった。

中間論点整理では、主にWGにおいて議論された第三者保証の範囲、保証の水準、保証の担い手などの議論を整理し、【図表12】のような方向性が示されている。

【図表12】 保証の範囲、保証の水準、保証の担い手

論 点	中間論点整理で示された方向性
保証の範囲	● 第三者保証制度の適用開始時期から2年間は、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示のうち、Scope1及びScope2のGHG排出量に関する情報、ガバナンス並びにリスク管理に対する第三者保証を義務付ける。 ● 3年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当である（【図表13】参照）。
保証の水準	● 一般的に、サステナビリティ情報に対する保証の水準については、限定的保証と合理的保証があるが、企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、保証の水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないことが適当である。
保証の担い手	● 保証業務の担い手については、監査法人以外の者も第三者保証を提供できるような制度を構築することが考えられる。 ● ただし、第三者保証に係る制度設計を行うに当たっては、その属性にかかわらず、同一の法規制上の責任等が求められるようにすべきであり、また、国際的にも認められる水準の品質管理や職業倫理が確保されるべきである。 ● WGでの意見や専門グループにおける議論の内容を考慮の上、WGにおいて引き続き検討し、本年中を目途にWGで結論を出すことが適当である（【図表13】参照）。

出所：中間論点整理を参考に筆者作成

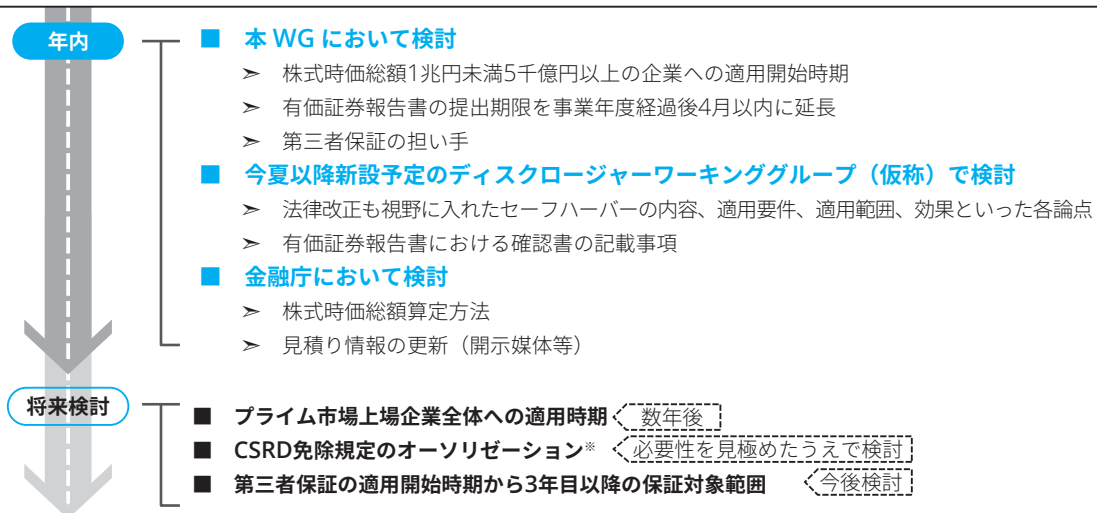
20 専門グループにおける議論の状況は、第7回WG資料1を参照されたい。

7. 引き続き検討を行う予定の論点

中間論点整理では、引き続き議論が必要と思われる事項について、【図表13】のような方向性が示されている。

【図表13】引き続き検討を行う予定の論点

中間論点整理で示された引き続き検討を行う事項



※ CSRDでは、連結ベースでの第三者保証付きの開示を行うことで、単体ベースでの第三者保証付きの開示義務の免除を受けることができる。そして、かかる免除を受けるためには、親会社が所在する第三国（我が国）の法令に基づきオーソリゼーションを受けた保証提供者による第三者保証を受ける必要があるとされている。

出所：中間論点整理を参考に筆者作成

8. おわりに

中間論点整理では、有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用対象・適用時期等の「基本線」が示されるなど、SSBJ基準の適用及び保証制度の導入に向けた議論が進展してきている。また、WGで既に委員から賛同が得られた事項については、今後関係者において必要な取組みを進めていくことが期待され、金融庁による必要な制度的対応の検討や、新たな制度の導入に向けた関係機

関や企業での準備が進むと思われる。

しかし、株式時価総額1兆円未満のプライム市場上場企業へのSSBJ基準の適用開始時期や、第三者保証の担い手など、未だWGにおいて委員の見解が分かれている事項もあり、引き続きWGや今夏以降に新設されるディスクロージャーワーキンググループ（仮称）での議論の状況を注視していく必要があるだろう。

以 上

2025年上期IPO市場の動向

IPO監査事業部 公認会計士 おかべ たくや 岡部 卓弥

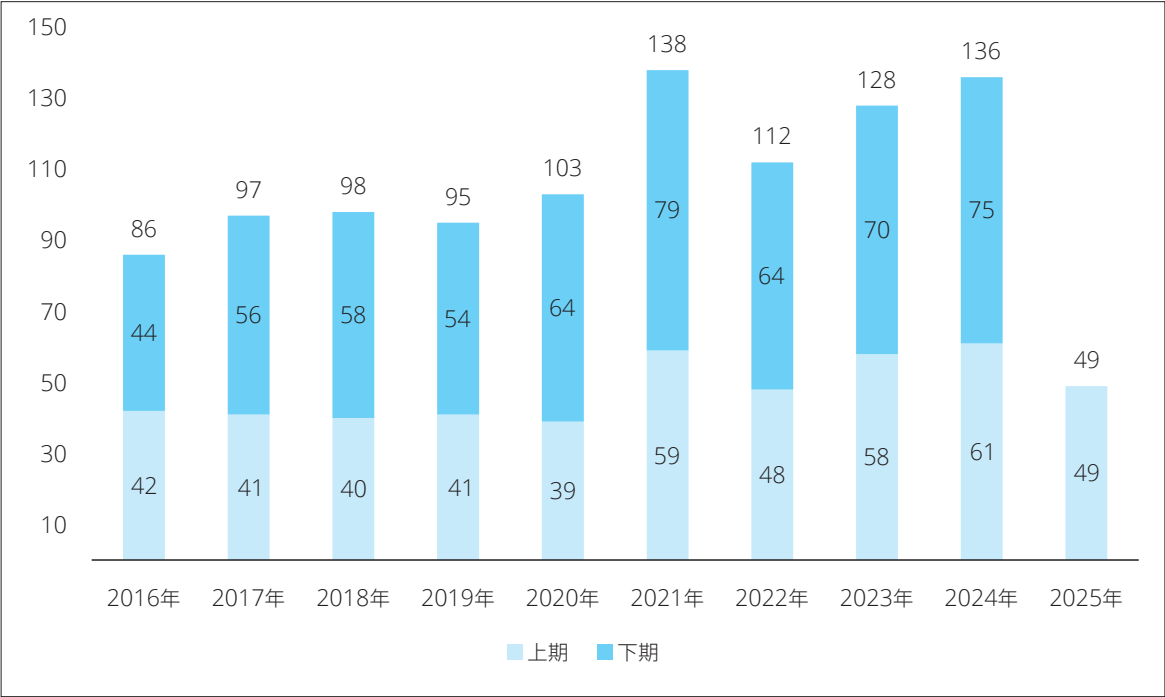
1. はじめに

2025年上期の株式市場は、年初は2024年からの堅調な流れを引き継ぎ日経平均は40,000円前後での推移が続いたものの、4月にトランプ政権の関税引き上げ策により急落し一時31,000円を下回った。その後各国に課された相互関税に関する交渉の早期進展等、景気後退懸念の緩和により徐々に回復基調を強め、6月下旬には年初来最高値を更新する推移となった。

このようななか、国内IPO企業数（TOKYO PRO Market（以下、TPM） への上場及びTPMを経由した上場を含む）は49社と、2024年上期の61社から12社減少した。特に図表2のとおりTPMを含まない一般投資家向け市場へのIPO企業数は28社と2024年上期の38社から10社減少しており、直近10年の中で最も低い水準となっている。

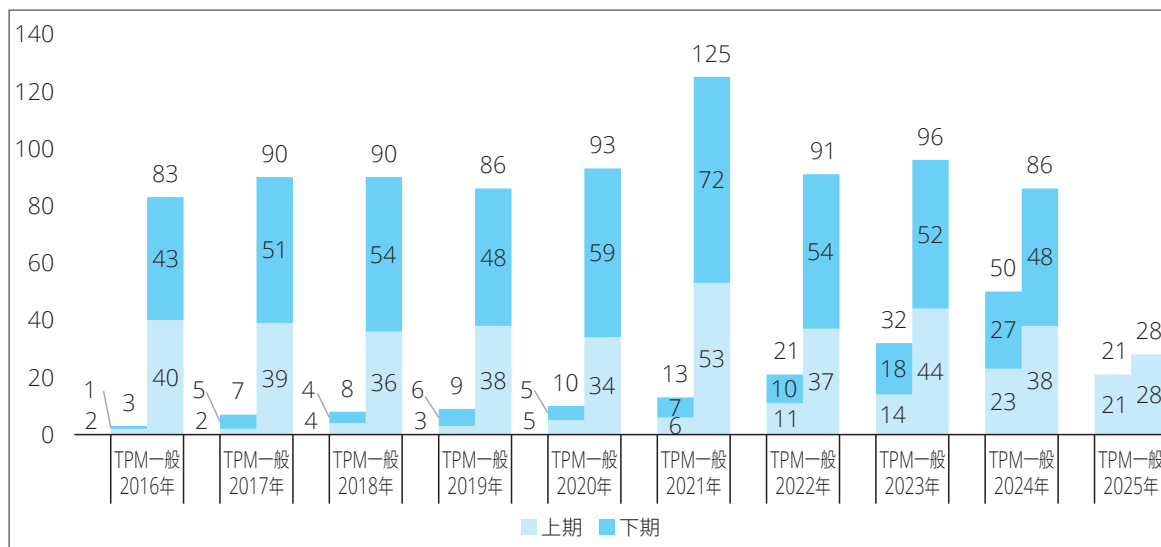
以下、2025年上期の国内IPO市場の動向と特徴を整理してみることにする。

【図表1】 国内IPO企業数の推移（単位：社）



（注） TPMへの上場、TPMを経由した上場を含む。

【図表2】 TPMと一般投資家向け市場における国内IPO企業数の推移（単位：社）



2. 2025年上期のIPOの特徴

2025年上期のIPOの主な特徴を要約すると、以下のとおりである。各項目の詳細については後述する。（以下、各項目の企業数及び比率はTPMを除く）

- ① 市場別…グロース市場へのIPO企業数は18社と前年同期の34社から大きく減少。
- ② 業種別…情報通信業8社、サービス業10社と2業種合計が全体の64%を占めた。
- ③ 発行総額…発行総額100億円を超えるIPO企業は3社（前年同期4社）となり、前年同期比で微減しているものの、発行総額1,000億円以上の大型IPOとしてJX金属㈱が上場。また、海外での募集・売出しを実施したIPOは6社（前年同期12社）となった。
- ④ IPOのタイミング…期越え上場数は12社（前年同期22社）となり、全体の43%を占める結果となった。

- ⑤ IFRS適用によるIPO…IFRS適用IPO企業は3社（前年同期1社）となった。
- ⑥ 時価総額…初値時価総額1,000億円以上の企業は1社となり、前年同期の2社から減少した。
- ⑦ 赤字上場…上場直前期の当期純損失企業は4社であり、前年同期の9社から減少した。

① 市場別

直近の市場別のIPO企業数は、図表3のとおりである。2025年上期のプライム市場へのIPO企業数は2社、スタンダード市場へのIPO企業数は5社となっている。グロース市場へのIPO企業数は上場維持基準変更に関する議論の影響もあり18社と前年同期の34社から大幅に減少しており、東証の市場区分（TPMを除く）におけるIPO企業数に占める割合も72%と減少している。なお、TPMへのIPO企業数の増加傾向は継続しており、2025年上期では21社の上場となった（前年同期23社）。

【図表3】市場別IPO企業数の推移（単位：社）

	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期
新市場区分（注1.2.3）					
プライム		0	1	0	2
スタンダード		4	10	4	5
グロース		17	29	34	18
旧市場区分（注1.2.3）					
東証一部	3	1			
東証二部	2	3			
JASDAQ	11	1			
マザーズ	37	10			
TOKYO PRO Market	6	11	14	23	21
その他（注4）	0	1	4	0	3
合計	59	48	58	61	49

	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期
グロース市場IPO企業数割合（注5）		80%	72%	89%	72%

（注1）2022年4月の東証市場区分の変更に伴い、「2022年上期IPO市場の動向」から表の記載を変更している。

（注2）重複上場した会社については、東証側でカウントしている。

（注3）TPMを経由した上場を含む。

（注4）2025年上期の「その他」は、札幌証券取引所アンビシャス市場1社、名古屋証券取引所ネクスト市場1社、福岡証券取引所Q-Board1社である。

（注5）グロース市場IPO企業数割合は、東証へのIPO企業数（TPMに上場した企業は除く）に対するグロース市場へのIPO企業数の割合である。

② 業種別

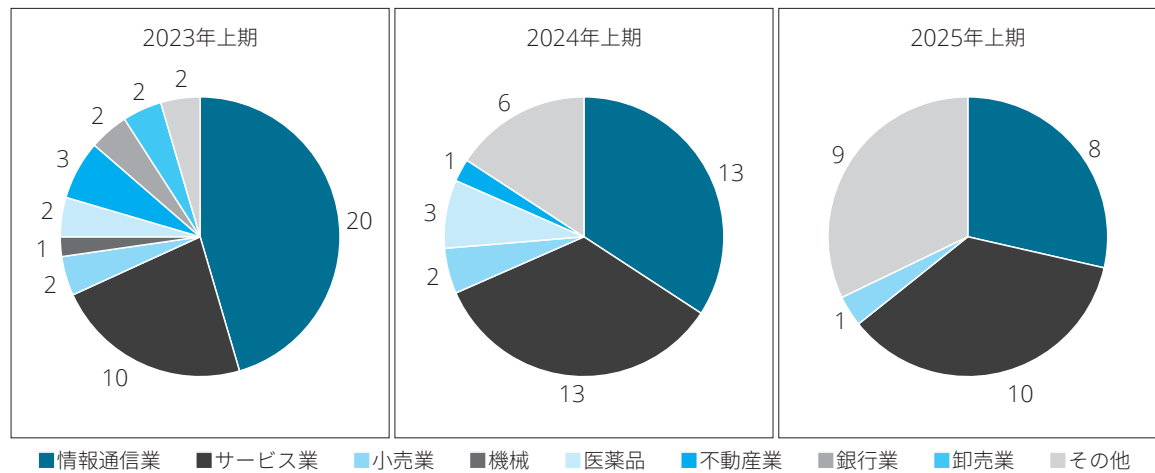
2025年上期にIPOした企業の業種別の内訳（TPMを除く）は図表4のとおりである。サービス業10社、情報通信業8社となり、2業種合計では18社と全体の64%（前年同期：68%）を占めている。ただし、情報通信業は前年同期の13社から5社減少しており、サービス業が最も社数が多くなっている。

代表的な情報通信業では、自動運転・先進運転支援システム等に利用される高精度3次元地図データの生成・

販売等を行うダイナミックマッププラットフォーム(株)があり、代表的なサービス業では、産業機械、建設機械及び産業車両等のレンタル事業を行う(株)レントがある。

2024年には下期にリガク・ホールディングス(株)など精密機器業3社が立て続けにIPOしていることも特徴の一つであったが、2025年上期の精密機器業（図表4上では「その他」）では、不妊治療に関する医療機器等の製造販売を行う(株)北里コーポレーションが上場している。

【図表4】業種別IPO企業数（単位：社）



（注）TPMは社数から除いている。

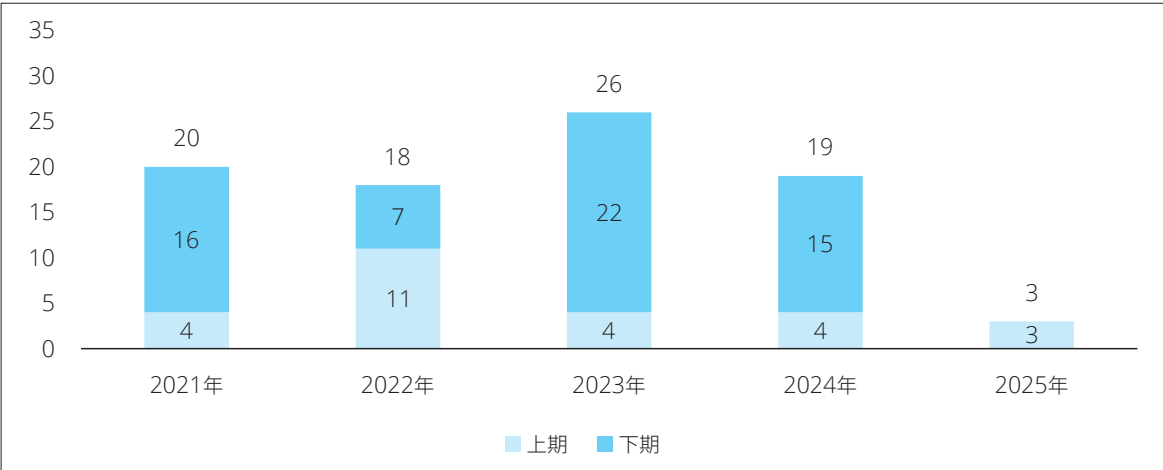
初値と公開価格の倍率が高かったIPO企業は図表5のとおりである。いずれも公募時価総額が20億円～50億円前後のIPOであったが、革新的な技術やサービスにより将来の成長が期待される企業であり、投資家の期待が高い傾向にあった。

一方で、初値が公開価格を下回った公開価格割れのIPO企業数の推移が図表6のとおりである。公開価格割れのIPO企業数は、2025年上期では3社と2024年上期と比較し概ね同水準となっている。

【図表5】2025年上期において公開価格比（初値と公開価格の比）が高かった企業

上場日	会社名	市場	業種	公開価格比	主な業務内容
3月24日	(株)ミライロ	グロース	情報通信業	2.45倍	デジタル障害者手帳「ミライロID」の開発・提供、ユニバーサルデザインに関する研修、手話通訳派遣・遠隔通訳など情報保障及び手話講座の提供
3月25日	(株)ビジュアル・プロセッシング・ジャパン	グロース	情報通信業	2.13倍	DAM（デジタル資産管理）を中核に企業の事業活動における媒体、コンテンツの制作・管理・配信を支援するDX事業
3月27日	(株)ZenmuTech	グロース	情報通信業	3.16倍	暗号技術の応用である秘密分散技術を利用したセキュリティソリューションおよび秘密計算ソリューションの開発・販売

【図表6】初値が公開価格を下回ったIPO企業数の推移（単位：社）



（注）TPMは社数から除いている。

③ 発行総額

公募金額及び売出し金額を合計した発行総額レンジ別のIPO企業数は、図表7のとおりである。発行総額100億円を超えるIPO企業は3社であり前年同期の4社に対し微減であるが、発行総額1,000億円以上の大型IPOと

してJX金属(株)が上場している。一方、発行総額50億円未満のIPO企業数の割合は75%と前年同期比では減少しているものの、割合としては高く未だ小型のIPOが多数を占めている状況である。

【図表7】発行総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期
1,000億円以上	0	0	0	0	1
500億円以上1,000億円未満	1	0	2	0	0
100億円以上500億円未満	9	0	3	4	2
50億円以上100億円未満	6	2	2	3	4
10億円以上50億円未満	24	20	23	20	14
10億円未満	13	15	14	11	7
合計	53	37	44	38	28

	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期
100億円以上の社数割合	18%	-%	11%	10%	11%
50億円未満の社数割合	70%	95%	84%	82%	75%

（注）TPMは社数から除いている。

また、2025年上期に海外での募集・売出しを実施したIPOは、グローバル・オフアリング1社、旧臨時報告書方式5社（前年同期はグローバル・オフアリング2社、旧臨時報告書方式10社）となった。

グローバル・オフアリングを実施したJX金属(株)は発行

総額4,386億円にも上り過去5年間で最大の発行金額の大型IPOとなった。旧臨時報告書方式は、5社中4社が発行総額200億円未満と、中型のIPOにおいて株式の一部を海外投資家へ販売する方法が中心となっている。

【図表8】グローバル・オフアリングおよび旧臨時報告書方式によるIPOの推移（単位：社）

	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期
グローバル・オフアリング	2	0	4	2	1
旧臨時報告書方式	12	7	9	10	5
合計	14	7	13	12	6

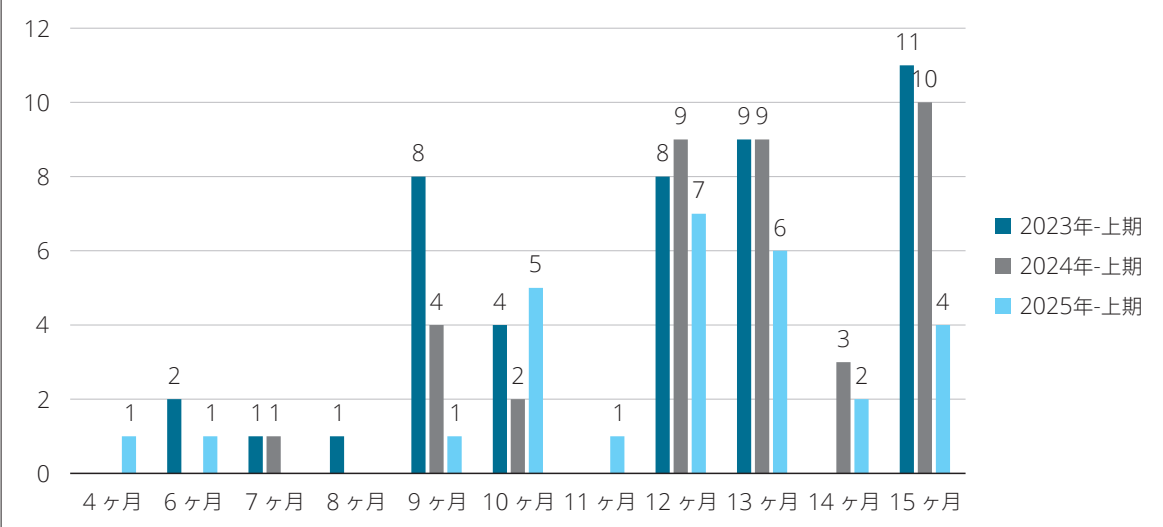
（注）TPMは社数から除いている。

④ IPOのタイミング

最近IPOのタイミングが上場申請期の期初から長い企業が多い傾向にあるが、2025年上期も同様の傾向に

ある。図表9では、2023年上期、2024年上期及び2025年上期の上場申請期の期初からIPOするまでの月数別の企業数を示している。

【図表9】 上場直前期末からIPOするまでの月数別企業数（単位：社）



(注) TPMは社数から除いている。

2023年上期から2025年上期にかけての傾向を見ると、上場申請期の第4四半期期末月（＝上場申請期の期初から数えて12ヶ月目）の上場と上場申請期の期初から数えて13ヶ月目から15ヶ月目での上場（いわゆる「期越え上場」）が、他の月と比較して多い傾向は継続している。特に、「期越え上場」の割合については、図表10で示すとおり、2025年上期は43%と2023年上期と同水準となっており、継続して4割を超え高い水準が継続している。これは、業績予想の達成状況を慎重に見極めてからIPOする会社が多いことに起因していると考えられる。

【図表10】 期越え上場の件数と割合

	件数	割合
2023年上期	20社	45%
2024年上期	22社	58%
2025年上期	12社	43%

(注) TPMは社数から除いている。

⑤ IFRS適用によるIPO

最近のIFRSを適用して上場した企業は図表11のとおりであり、プライベート・エクイティファンド（以下PEファンド）が株式の大半を保有しているか若しくは資本上位会社がIFRSを適用している会社を中心となっている。IPOマーケットにおいては、PEファンドが多くを出資するケースでは上場する際にIFRSを適用する傾向が見受けられる。

2024年上期は(株)アストロスケールホールディングス1社であったのに対し、2025年上期にIFRSを適用して上場した企業は3社であった。そのうち1社は大型IPOとなったJX金属(株)であるが、そのほか、プログレス・テクノロジーズグループ(株)及びプリモグローバルホールディングス(株)はいずれも公募時価総額200億円未満と

なっている。

【図表11】 IFRSを適用したIPO企業

2021年 (10社)	ウイングアーク1st(株) Appier Group(株) (株)デコルテ・ホールディングス (株)ベイロール (株)アシロ シンプレクス・ホールディングス(株) P H Cホールディングス(株) (株)AB&Company (株)ネットプロテクションズホールディングス (株)ハイブリッドテクノロジーズ
2022年 (0社)	—
2023年 (11社)	(株)ハルメクホールディングス (株)モンスターラボホールディングス AnyMind Group(株) (株)シーユーシー (株)ノバレーゼ Japan Eyewear Holdings(株) インテグラル(株) (株)KOKUSAI ELECTRIC (株)トライト (株)ナレルグループ (株)ライズ・コンサルティング・グループ
2024年 (4社)	(株)アストロスケールホールディングス リガク・ホールディングス(株) 黒田グループ(株) キオクシアホールディングス(株)
2025年上期 (3社)	JX金属(株) プログレス・テクノロジーズグループ(株) プリモグローバルホールディングス(株)

(注) TPMは除いている。

⑥ 時価総額

初値時価総額1,000億円を超えるIPOは、2024年上期は(株)トライアルホールディングス、(株)アストロスケールホールディングスの2社であったが、2025年上期においてはJX金属(株)の1社となった。

3月に上場したJX金属(株)は、半導体材料、情報通信材料の製造及び販売、資源開発、金属の製錬、リサイクルを行っており、半導体・情報通信分野に欠かせない先端素材をマーケットに供給するグローバルトップメーカーである。上場初値は843円（売価820円に対し

+2.8%）をつけ、初値時価総額は7,826億円となり、直近5年間では2024年10月に上場した東京地下鉄(株)に次ぐ規模となる大型上場となっている。

また、初値時価総額レンジ別のIPO企業数は、図表12のとおりであり、初値時価総額500億円以上のIPOは2社（上述のJX金属(株)の他、(株)北里コーポレーション）となった。2025年上期の初値時価総額500億円以上の企業の割合は全体の7%、100億円以上は全体の46%となっている。

【図表12】 初値時価総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期
1,000億円以上	3	1	4	2	1
500億円以上1,000億円未満	4	0	3	2	1
200億円以上500億円未満	12	4	7	3	4
100億円以上200億円未満	12	6	12	11	7
50億円以上100億円未満	22	15	11	9	9
50億円未満	0	11	7	11	6
合計	53	37	44	38	28

	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期
100億円以上の社数割合	58%	30%	59%	47%	46%
500億円以上の社数割合	13%	3%	16%	11%	7%

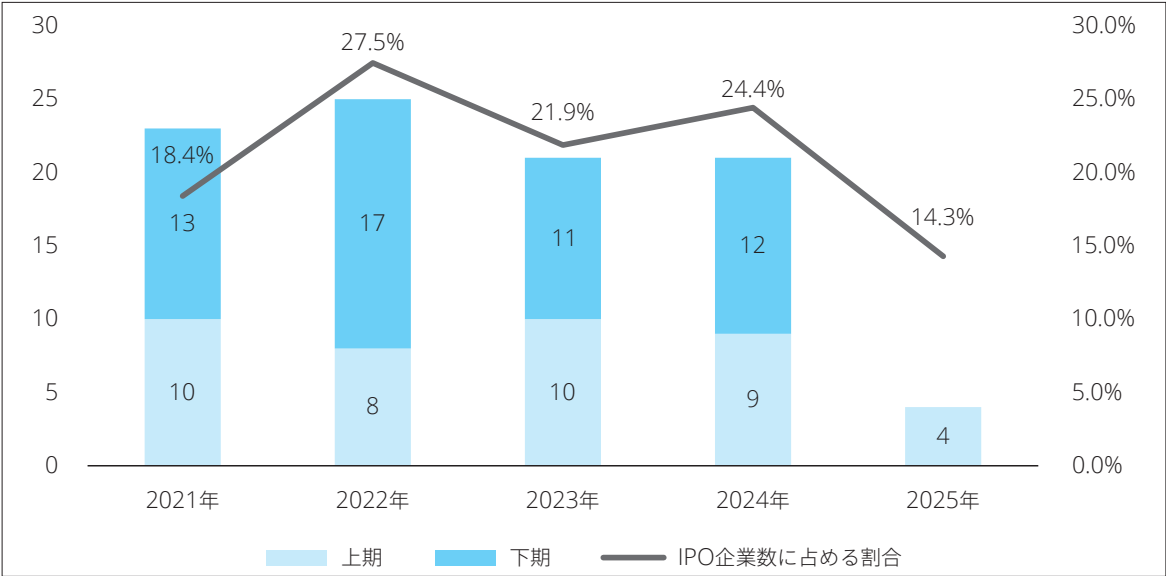
（注）TPMは社数から除いている。

⑦ 赤字上場

2025年上期においては、図表13のとおり、上場直前期に当期純損失を計上した企業は4社と2024年上期か

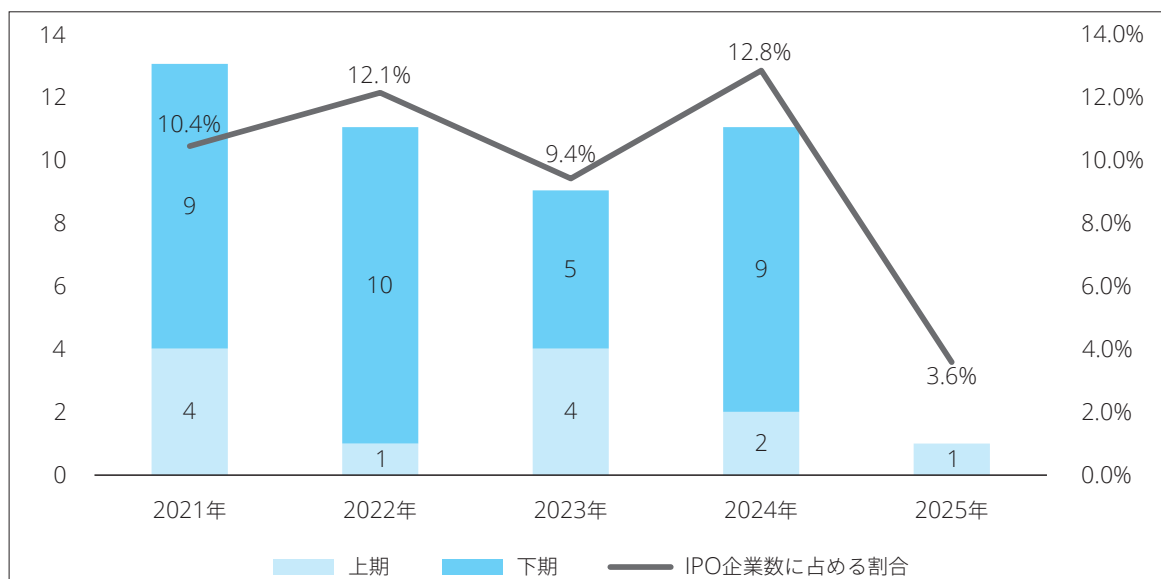
ら減少しており、また割合についても14.3%と減少している。また、上場申請期においても当期純損失の業績予想をしている企業は1社となっている。

【図表13】 当期純損失を上場直前期に計上したIPO企業の推移（単位：社）



（注）TPMは社数から除いている。

【図表14】 当期純損失を上場申請期の業績予想で予想したIPO企業の推移（単位：社）



（注）TPMは社数から除いている。

3. おわりに

2025年上期は、49社（TPMへの上場及びTPMを経由した上場含む）がIPOを果たした。全体としては2022年上期のIPO企業件数と同程度であるものの、そのうち21社はTPMへの上場であり、TPMを除いた一般投資家向け市場へのIPO企業数は28社と過去10年間で最も低い水準となっており、特にグロース市場へのIPO企業数は18社と前年同期の34社と比べ減少が顕著であった。

この背景には、トランプ政権による関税政策の影響で経済環境の見通しが不透明であったことも想定されるが、大きな要因として、小型IPOが多くIPO後に成長が停滞する企業が多いという問題意識を踏まえ、グロース市場の上場維持基準等の見直しが検討されていたことが影響していたものと推察される。実際に一定期間の議論を経て、2025年4月の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議（第21回）」にてグロース市場の上場維持基準を「上場10年経過後以降、時価総額40億円以上」から「上場5年経過後以降、時価総額100億円以上」に変更する見直し案が示された。こういった議論が行われていたことが少なからずスタートアップの戦略に影響し、IPO時期の再検討等がなされていたものと考えられる。

機関投資家が投資対象とできる規模へ早期に成長することを促すことを趣旨とするグロース市場の上場維持基準変更であるが、当該変更は「上場ゴール」ではなく、「企業成長の通過点としてのIPO」であることを示し、上場後も資本市場を活用の上、持続的に成長し企業価値を高めることを求める象徴的な改正といえる。これにより、今後は上場後の持続的成長を念頭に、未上場の段階からグローバル展開や複数プロダクト展開の推進等に

よってより強固な成長基盤の構築を推進し、その過程において積極的にM&Aを活用し成長を加速させる等、企業価値向上への取組が今まで以上に活発になることが想定され、今後のスタートアップにはより一層高度化された事業計画や成長戦略、ガバナンス体制の構築が求められる環境になると考えられる。実際に、上場準備企業においては新しい上場維持基準を見据えて成長戦略をより良いものへ見直す動きや上場後の成長を意識してIPO時期を再検討するなどのポジティブな変化もみられている状況である。

また政府においては2022年をスタートアップ創出元年とした「スタートアップ育成5か年計画」にて将来のユニコーン創出100社及びスタートアップ創出10万社を目指し、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出することが示されていたが、改めて2025年6月に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2025年改訂版）」が公表された。この中では「スタートアップ育成5か年計画」にて掲げた目標の実現に向け、残る2年で取り組みを抜本強化していく方針が示されている。また上場維持基準見直しに関連し、スタートアップの育成に支障が生じないよう、東証にてクロスオーバー成長資金の供給やM&A等の推進、非上場株式のセカンダリー取引が円滑に行われるためのプラットフォームの創設・活性化を図ることに加え、東証におけるガイダンスの策定を含め、未上場から上場後まで切れ目なくスタートアップの成長を後押しするための支援を実施することが示されている。

このように、成長を支援するための様々な施策が市場や政府から展開され、またスタートアップを取り巻く環境が大きく変わっていく環境は、スタートアップを支えるVC、証券会社、監査法人等のIPO関係者にとっても大きな機会になり得る。日本経済をけん引するようなス

スタートアップがより多く輩出されるためには、IPO企業のみならず、スタートアップ・エコシステムを構成する関係者それぞれが、この機会を活かしつつ、相互に連携することでスタートアップの持続的な成長を実現する仕組みを考えていくことが重要と考える。

以 上

FASF：のれんの会計処理に関するテーマ提案への対応状況

『会計情報』編集部

財務会計基準機構（FASF）は、2025年7月25日に、「のれんの会計処理に関するテーマ提案への対応状況」を公表した。

1. 経緯

（1）企業会計基準諮問会議での提案

2025年7月11日に開催された企業会計基準諮問会議において、公益社団法人経済同友会ほか12団体、スタートアップ有志35社及び企業経営者有志138名から「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関するテーマ提案がなされた。

（2）企業会計基準委員会（ASBJ）に対する企業会計基準諮問会議からの依頼

第551回企業会計基準委員会（2025年7月24日開催）において、企業会計基準諮問会議よりのれん非償却の導入及びのれんの償却費計上区分の変更（以下「本テーマ」という。）の提案に関して、本提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについてASBJに対して意見聴取の依頼が行われた。

具体的には、2025年11月に開催予定の企業会計基準諮問会議までに主にスタートアップの関係者の意見聴取を行うこと、ASBJのリソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることが依頼された。また、この依頼は、テーマ提言に関する判断や評価をASBJに依頼するものではなく、当該判断や評価は企業会計基準諮問会議において行うことが付言された（議事概要）。

2. ASBJの対応

この依頼を受け、ASBJは、本テーマの提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施することとされている（議事概要別紙）。

公聴会の実施要領など、詳細については、FASFのウェブページ（[のれんの会計処理に関するテーマ提案への対応状況 | 公益財団法人財務会計基準機構](#)）を参照いただきたい。

以 上

SSBJ：サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が、「補足文書」を公表

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) は、2025年6月16日開催の第54回サステナビリティ基準委員会において、次の補足文書の公表を了承し、2025年6月19日に公表した。

補足文書は、SSBJが2025年3月5日に公表したサステナビリティ開示基準 (以下「SSBJ基準」という) を追加又は変更するものではなく、SSBJ基準の適用にあたって参考となる文書である。

- 補足文書「教育的資料『IFRS S2号『気候関連開示』の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求』」

SSBJは、SSBJ基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、その基本的な方針として、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) のIFRSサステナビリティ

開示基準 (以下「ISSB基準」という) との整合性を図ることを基礎としている。

このため、ISSB基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJが公表するSSBJ基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの了承を得たものをSSBJの補足文書と位置付けることとしている。

今回の補足文書の公表は、2025年3月補足文書の公表に続くものである。

詳細については、SSBJのウェブページを参照いただきたい。

補足文書「教育的資料『IFRS S2号『気候関連開示』の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求』」

以上

SSBJ：サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が、「SSBJハンドブック」を公表（6月30日）

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局は、2025年6月30日に次のSSBJハンドブックを公表した。

- 合理的で裏付け可能な情報
- 事後的判断の使用を伴うかどうかの判断
- SSBJ基準のすべての定めに準拠していない場合の開示
- SSBJ基準を適用する最初の年次報告期間における「過去の報告期間に開示した計画に対する進捗」の開示の要否
- スコープ2温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数
- 契約証書に関する情報
- 測定アプローチ別の温室効果ガス排出の集計範囲
- 温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数
- 温室効果ガス排出の測定にあたりサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる算定期間の情報を使用することができる特定の状況

今回のハンドブックの公表は、[2025年5月SSBJハンドブックの公表 | サステナビリティ基準委員会](#)に続くものである。

SSBJハンドブックは、SSBJ事務局が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説であり、SSBJハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの（これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定したものである。

SSBJハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表している。SSBJハンドブックは、SSBJ基準を構成しないため、SSBJハンドブックの内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる。

これまでに公表したSSBJハンドブックは[こちら適用にあたっての関連情報 | サステナビリティ基準委員会](#)

詳細については、SSBJのウェブページ[2025年6月SSBJハンドブックの公表 | サステナビリティ基準委員会](#)を参照いただきたい。

以 上

SSBJ：サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が、「SSBJハンドブック」を公表（7月31日）

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局は、2025年7月31日に次のSSBJハンドブックを公表した。

- 参照する「SASBスタンダード」のバージョン
- 産業横断的指標等（気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会）に関する開示
- 資本投下に関する開示
- 内部炭素価格
- 複数の内部炭素価格を用いている場合の開示
- カーボン・クレジット

SSBJハンドブックは、SSBJ事務局が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説であり、SSBJハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの（これまでにSSBJに多くの質問

が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定したものである。

SSBJハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表している。SSBJハンドブックは、SSBJ基準を構成しないため、SSBJハンドブックの内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる。

これまでに公表したSSBJハンドブックはこちら
[SSBJハンドブック総覧 | サステナビリティ基準委員会](#)

詳細については、SSBJのウェブページ[2025年7月SSBJハンドブックの公表 | サステナビリティ基準委員会](#)を参照いただきたい。

以 上

総務省:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案に関する意見募集

『会計情報』編集部

総務省は、2025年7月17日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案を公表した。

独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会及び財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会では、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「会計基準」という。）の改訂について検討を行い、両部会の下に設置された共同ワーキング・チームにおいて改訂に係る具体的な課題について検討が行われていた。

今般、共同ワーキング・チームにより会計基準の改訂案が作成されたので、本改訂案に対して意見募

集が行われている。

意見募集期間は、2025年8月21日までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案に関する意見募集について | e-Govパブリック・コメント](#)

以 上

iGAAP in Focus財務報告

Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域（2025年6月更新版）

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

企業は、マクロ経済及び地政学的環境による重大な不確実性に依然として対処している。投資家及び規制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処しているかについて透明性を確保することを期待している。

本iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務報告及びより幅広い企業報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫性があり、比較可能で適時のサステナビリティ関連情報に対する投資家の需要の高まりについても強調している。

マクロ経済と地政学的環境

世界貿易

新たな関税の導入及び世界貿易への他の影響は、財務報告の複数の側面に影響を与える可能性がある。

例えば、既存及び新規の／提案された関税は、すべての企業（輸入企業及び輸出企業）に、次のように影響を与える可能性がある。

- 供給コストの増加。これは、為替の調整及び代替の供給源を見つける及び／またはコストを顧客に転嫁する能力により、利益マージンに影響を与える可能性がある。
- 価格戦略の変更。これは、価格の感応度が高い製品に対する消費者の需要に影響を与える可能性がある。
- 新しい機器、技術及び施設への設備投資の遅延または削減、または事業の移転による設備投資の増加
- サプライチェーンを適応させるための物流コスト及び移行コストの増加

- 在庫レベル及びそれに伴う保管コストの一時的な増加または関税を回避するために輸送中に足止めまたは紛失した棚卸資産
- 「不可抗力」条項または類似の契約条項の発動による契約の取消しまたは修正
- 訴訟費用の増加、例えばサプライヤーと顧客との間の紛争によるもの

さらに、現在の世界貿易の状況は、インフレ、外国為替レートのボラティリティ、商品価格の変動、金融市場の混乱、借入金利の上昇などのマクロ経済の不確実性の一因となっている。

その結果、企業は、関税の影響を直接的又は間接的に受けるかどうかにかかわらず、将来のキャッシュ・フローの予測及び財務諸表の作成に使用されるその他の見積もりに関連する重大な課題に直面する可能性がある。例えば、財務報告の以下の側面が影響を受ける可能性がある。

- 非金融資産の減損。例えば、上記で強調したサプライチェーンの課題により、企業は棚卸資産を正味実現可能価額に評価減することが要求されるかどうかを評価することが要求される可能性がある。さらに、関税の変更は、IAS第36号「資産の減損」を適用する減損テストが要求されることを示している可能性がある。
- 不利な契約の引当金。例えば、棚卸資産価格の増加を顧客に転嫁できない場合
- 金融資産の減損。企業は、新たな不確実性の源泉を組み込む、又は考慮するシナリオに異なるウェイト付けを帰属させるために、モデルに変更が要求されるかどうかを検討する必要がある場合がある。
- 法人所得税、特に繰延税金資産の回収可能性、及び期中財務報告における見積年次実効税率
- 収益認識
- 継続企業

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/closing-out>)

これらの各領域、及びその事実と状況に基づいて企業に関連性がある可能性のあるその他の領域については、このニュースレターで取り上げられている。さらに、急速に変化する環境では、企業は、報告期間の末日の後、財務諸表の承認日より前に利用可能になった情報を慎重に評価しなければならない（**後発事象**を参照）。

さらに、企業は、関税の直接的な影響を受ける企業に経済的支援を提供するために導入される可能性のある政府のスキームをモニターし、関連する会計上の影響を考慮しなければならない。

不確実な時代において報告を行う際に、財務諸表の利用者に、企業が不確実性の影響にどのように対処したか、また、財務情報を作成する際の主要な仮定及び判断にどのように組み込んだかについて、適切な洞察を提供することが特に重要である。（**重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示**を参照）。

全般的なインフレと金利上昇

一部の経済では現在、インフレ率及び金利は安定又は低下し始めていたものの、最近の地政学的な環境の変化は、インフレの新たな上昇に寄与する可能性がある。その結果、企業が関連するリスクにさらされ続けているため、以下の検討事項が引き続き適用される可能性がある。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号は、資産が減損している可能性を示す兆候として、市場金利の上昇を識別している。これは常に当てはまるとは限らない。例えば、市場金利の上昇が問題となっている資産の割引率に影響を及ぼさない場合（例えば、短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及ぼさない場合）、又は企業が顧客に請求する価格を通じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価額を上回るヘッドルームについて懸念が生じることがない場合である。しかし、減損損失の可能性は見逃してはならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビューが要求されるかどうかを適切に検討することにつながるはずである。

インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプットが、インフレの影響を組み込む際に整合したアプローチに従うことを確保しなければならない。インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割り引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシュ・フローは実質レートで割り引かなければならない。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が手頃な価格でなくなる可能性がある（生産コストの増加又は顧客の購買力の低下のいずれかのため）。正味実現可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売できない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約の引当金の認識が要求される場合がある。インフレ、

特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数理計算上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項で要求される情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するため、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加する可能性があるとする場合、IFRS第9号「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするための開示を伴わなければならない。
- 金融機関以外の企業において、顧客が未払額の支払いに苦闘し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失はより重大（significant）になる。

エネルギー価格の変動

エネルギー価格の変動及び気候変動の影響を低減するための対策を講じる法域を背景に、企業は電力購入契約（PPA）のような再生可能エネルギーの長期契約を締結することが増えている。

フィジカルPPAは、再生可能エネルギー発電施設（風力発電所や太陽光発電所など）で発電された一定量の電力を、一定期間にわたって固定価格で購入することに合意する契約である。通常、再生可能エネルギー発電施設の所有者又は運営者である売手は、買手の敷地又は買手に代わって送電網に電力を供給することに合意する。通常、買手は再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー・クレジット（REC）も受け取る。再生可能エネルギー源から発電される電力の時期／量は予測可能でない可能性があり、PPAで契約した電力の一部が買手が必要としない時期に生産された場合、買手は売却することが要求される。

PPAがIFRS第16号に基づく発電設備のリースであるかどうか、そうでない場合、契約がIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか（その場合、PPAはIFRS第9号に基づくデリバティブではなく未履行契約として会計処理される）の評価を含む、フィジカルPPAの適切な会計処理の評価は複雑になる可能性がある。PPAをどのように会計処理するかの評価では、例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者が重大な判断を下すことが要求される場合がある。した

がって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する、IAS第1号122項の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、PPAの主要な条件（例えば、価格、期間及び契約電力量）と、契約を締結する企業の目的を開示することを検討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電力購入契約（VPPA）を締結する場合もある。通常のVPPAでは、フィジカルPPAと同様に、買手は特定の数のRECを受領する。

フィジカルPPAと同様に、VPPAがIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価が要求される。しかし、VPPAでは、契約に基づいて引き渡されるのはRECのみであり、その結果、「自己使用」の評価はRECにのみに関連する。電力価格にリンクする変動価格要素は、密接に関連していない組込デリバティブを表す。RECの購入が「自己使用」の要求事項を満たし、未履行契約として会計処理される場合、密接に関連していない組込デリバティブは、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で別個に会計処理される。理論的には、密接に関連していない組込デリバティブをスポット・レートによる可能性の非常に高い電力の購入のヘッジ手段として利用するヘッジ関係を確立できるかもしれないが、実務上、契約の量（想定元本）の変動性により、達成される可能性は低い。

2024年12月、IASBは、再生可能電力を購入し引渡しを受ける一定の契約に適用されるIFRS第9号における自己使用及びヘッジ会計の要求事項を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。
— **主な新たな会計上の要求事項**を参照。

不確実性と財務報告

重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示

不確実性のある時代に報告する場合、財務諸表の利用者に、財務情報を作成する際の重要な仮定と行った判断を理解できるようにする十分な情報を提供することが特に重要である。企業の特定の状況に応じて、本ニュースレターで解説している領域の多くは、IAS第1号122項から133項によって開示が要求される可能性がある、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含む、主要な仮定について提供する開示は、報告日における状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれらの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場合、財務上の影響の見積りを含む、当該変化に関する情報を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクがある（したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求される）見積りと、より長い期間にわたって資産及び負債に影響を及ぼす可能性のある（したがって、当該項の範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である可能性がある）見積りとを区別することも重要である。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化する。
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を理解できるようにするために、仮定及び／又は不確実性の説明に十分な粒度を提供する。（これは、提供する情報が企業固有であることを要求する。）
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り（本ニュースレターで解説されている経済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性がある）について、意味のある感応度及び／又は合理的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定のIFRS会計基準で要求されるものに限定するべきではない。
- 投資家がその影響を完全に理解するためにこの情報を必要とする場合、重大な見積りの基礎となる仮定を定量化する。
- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変更を説明する。

最後に、重要性がある会計方針の開示は、企業固有のもの、すなわち、企業が適用する会計方針及び評価方法を含めなければならない。

IFRS in Focus「主要な判断と見積りの開示にスポットライトを当てる」²は、重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示についてのより詳細を解説している。

継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行不可能になったり、必要な資金調達へのアクセスが制限されたりする可能性がある。このような状況では、報告

2 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/ifrs-ifrsinfocus-20170501.pdf)

日から少なくとも12か月間継続企業として存続できないかどうかを評価する必要がある。(一部の法域では、現地の規制によりこの期間が延長される場合がある)。この評価を行うにあたり、経営者は財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮に入れる必要がある。

企業が「継続企業」であるかどうかを評価するには、通常、次の要因を考慮することが要求される。

- 予測される業績が、企業の利用可能な借入枠に対して適切なレベルのヘッドルーム及び関連性があるローンの特約条項の遵守につながるかどうか。
- 予測可能な将来に対して十分なコミットされた借入枠の利用可能性、及び貸手がこの資金を提供できないという兆候があるかどうか。

経営者は、新たな世界貿易の圧力及び他のマクロ経済の不確実性が企業の特定の状況、特に既存及び新規の資金調達ファシリティへのアクセスを含む現在及び潜在的なキャッシュのリソース、ファクタリング及びリバース・ファクタリング契約に与える影響を考慮しなければならない。そのようなファシリティ及び契約へのアクセス及び使用は開示しなければならない。

経営者が、企業が継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような重要性がある不確実性を発見した場合には、IAS第1号25項は、企業が財務諸表においてそれらの重要性がある不確実性を開示することを要求している。開示は例えば、不確実性がいつどのように具体化するか、及びそれが企業の資源、営業、流動性、及び支払能力に与える影響を説明するなど、企業自身の状況に固有のものでなければならない。企業が継続企業であるかどうかを判断する際に使用する仮定は、財務諸表の他の領域で使用する情報（例えば、流動性リスク管理の開示、非金融資産の減損、繰延税金資産の認識）と整合していなければならない。現在の不確実性を考慮すると、企業は、とりわけ、現在及び予想される収益性に関連する幅広い要因を考慮する必要がある。

ある企業が、計画した軽減策の実行可能性及び有効性を含むすべての関連性がある情報を考慮した上で、IAS第1号25項に基づく開示が要求される継続企業としての存続能力について実質的な疑義を生じさせる重要性がある不確実性がないと結論づける場合がある。しかし、現在の環境では、その結論に達するには、考慮すべき結果の範囲及びそれらの結果に割り当てられた確率について重大な判断が必要になる場合がある。さらに、起こり得る結果の範囲及びそれが企業の将来の営業に与える影響は広範囲にわたる可能性があり、起こりうる結果を多かれ少なかれ加重すると、重要性がある不確実性の存在に関する企業の結論に違いが生じる可能性がある。

2014年7月のIFRICアップデートで示されたように、企業が継続企業として存続する能力について重要性がある不確実性がないと結論付けたが、この結論に達するのに重大な判断を要する場合、重大な判断の開示が要求される。このような開示は、財務諸表の利用者に、流動

性、実行可能性及び支払能力に対する圧力を理解するための十分な情報を提供するために重要である。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する開示要求に関する教育的資料を公表し、2025年に更新した。

非金融資産の減損

IAS第36号の要求事項の対象である資産

IAS第36号の要求事項の対象となる資産の範囲は、広範囲にわたる。これには、有形固定資産（取得原価又は再評価額で計上）、無形資産（取得原価又は再評価額で計上）、のれん、使用権資産（取得原価で計上した場合）、投資不動産（取得原価で計上した場合）、生物資産（取得原価で計上した場合）、及び持分法を使用して計上された関連会社及び共同支配企業に対する投資が含まれる。企業の個別の財務諸表では、(IFRS第9号に従って会計処理されたものを除く) 子会社、関連会社、及び共同支配企業に対する投資もIAS第36号の要求事項の対象となる。

特定の資産（のれんを含む）について年次の減損テストを実施する要求事項に加え、IAS第36号は、各報告期間の末日（期中報告日を含む）に、(IAS第36号の適用範囲に含まれる) 資産が減損する可能性があることを示す兆候があるかどうかを評価することを、企業に要求している。本基準は、資産が減損している可能性があるかどうかを評価する際に、企業が考慮する必要がある内部及び外部の兆候を定めている。これらの兆候は、網羅的なリストを意図したものではない。企業は、現在のマクロ経済環境や地政学的な環境が自社の事業に与える影響など、自社の事実と状況を考慮し、報告日に減損テストを実施すべきかどうかを評価する必要がある。新しい関税又は関税の引上げ、及びそれらが販売、供給コスト及び事業の再編などの項目に与える影響は、資産が減損している可能性があるという兆候を引き起こす可能性がある。

企業は、非金融資産の回収可能価額を見積もる際に、割引キャッシュ・フローにしばしば依存する。キャッシュ・フローの予測、成長率及び割引率を慎重に検討することは、減損の計算の裏付可能性及び合理性の観点から重要である。

予測キャッシュ・フローは、報告日時点で存在していた条件について合理的に知り得たことに基づくべきである（重要なのは、使用価値の計算の場合、報告日に企業が未だコミットしていなかったリスクチャリングの影響を除外することである）。したがって、企業は、報告日における新しい関税又は既存の関税の変更（例：税率の増減、適用の延期）によって、主要なインプット（例えば、販売価格及び数量、売上総利益率）が直接的及び間接的にどのように影響を受けるかを合理的に見込み得るかを検討しなければならない。報告日に制定され

ている関税に加えて、報告日におけるキャッシュ・フローの予想される変動が合理的で裏付け可能な仮定に基づいている場合、報告日にまだ制定されていない関税を企業が反映することも適切である可能性がある。報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**を参照いただきたい。

起こり得る結果の範囲によっては、以下で詳しく解説するように、将来のキャッシュ・フロー及び回収可能価額の経営者の最善の見積りを達成するために、複数のシナリオ及び確率加重の期待アプローチを使用することが適切な可能性がある。減損分析において将来のキャッシュ・フローに関する不確実性を織り込むことには、重大な判断が要求される。関連性がある場合、企業は、関税の予想される直接的及び間接的な影響が減損分析にどのように反映されているかについて、明確な開示を提供しなければならない。

使用する割引率は、市場参加者が同様のリスクの投資に期待するレート of 推定値である。このような不確実な時代には、経営者は、資産（又は資金生成単位（CGU））の回収可能価額を見積もるために必要な予算及び予測を作成する際に重大な課題に直面する可能性がある。経営者は、予想キャッシュ・フロー・アプローチを使用することが、回収可能価額の見積もりにおける不確実性の複数の側面を反映する最も効果的な手段であると判断する場合がある。このアプローチは、単一の期待される結果ではなく、可能性のあるキャッシュ・フローに関するすべての期待を反映している。期待キャッシュ・フローのアプローチは、将来キャッシュ・フローの推定値に確率を割り当てることに大きく依存するが、それでも、インプットに関するそのような判断は、より恣意的であり、調整の量を裏付ける証拠となる根拠がない割引率に「不確実性」のリスク・プレミアムを追加するよりも、より透明性が高く、基礎となる商業的期待により容易に結びつく可能性がある。企業は、二重計上又は省略を避けるために、キャッシュ・フローの見積り及び適切な割引率の選択に整合した仮定が使用されていることを確認しなければならない。割引率及びキャッシュ・フローに使用される仮定は、特定の計算の中で内部的に整合し、また異なる目的で実行される計算間でも整合していなければならない。

減損テストの実施に用いる主要な仮定は、重大な見積りの不確実性の発生要因となる可能性が高く、したがって、IAS第36号が要求する情報は、IAS第1号125項から133項が要求する情報（のれんの減損テストに関して要求されるもの以外の感応度分析のように）によって補足する必要があるかもしれない。

デロイトのA Closer Look「IAS第36号非金融資産の減損—リマインダーとホット・トピック」³は、IAS第36号の適用に関する一般的な質問に回答し、潜在的な落

し穴に対処し、本基準の特定の主要な要求事項をリマインドしている。

棚卸資産の評価

関税のような輸入税は、関連する棚卸資産の原価に反映しなければならない。

IAS第2号「棚卸資産」を適用して、棚卸資産は、その原価と正味実現可能価額（NRV）のいずれか低い方の金額で測定される。NRVは、「通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額」と定義される企業固有の測定値である。不確実な経済環境では、NRVの計算はより難しくなり、より詳細な方法又は仮定が要求される可能性がある。新しい関税又は関税の引上げの結果として、棚卸資産項目のNRVは、仕掛品の作業を完了するための原価の見積額の増加、又は顧客への価格を引き上げることができないことを含め、多くの理由でその原価を下回る可能性がある。

さらに、サプライチェーンの混乱が正常生産能力で生産設備を運転する能力に影響を与える場合、製造業の企業は、固定製造間接費の吸収のための実務を再評価しなければならない可能性がある。IAS第2号は、変動製造間接費は、生産設備の実際使用量に基づいて各生産単位に配賦することを要求している。また、生産設備の正常生産能力に基づいて、各生産単位に固定製造間接費を配賦することを要求しており、生産水準が異常に低い又は遊休設備のために配賦しなかった固定製造間接費は、発生したときに費用として認識される。

金融リスクの開示

金利、為替及びインフレ・リスク

前述のように、現在の世界貿易の状況は、インフレ、外国為替レートの変動及び借入金利の上昇のような、マクロ経済の不確実性の一因となっている。

関連性がある場合、企業は、マクロ経済環境の変化が金融リスク・エクスポージャーにどのように影響するか（特定のローン・コミットメントのような、財政状態計算書で認識されていない一部の金融商品から生じるエクスポージャーを含む）、及びこれらのリスクをどのように管理するかを説明することが期待されている。

例えば、変動金利の金融負債により金利リスクに晒されている企業は、合理的に可能性のある金利の変動によって純損益及び資本にどのような影響があるかを示す感応度分析を提供する必要がある。企業は、適切な場合には、合理的に可能性のある金利の変動の範囲が、最近の金利の変動を反映していることを確保しなければならない。異なるクラスの金融商品に対して別個の感応度分析を提供することが適切な場合がある。

IFRS第7号40項(c)で要求されているように、企業が感応度分析の作成に使用する手法及び／又は仮定を変更

3 本誌2023年7月号A Closer Look「IAS第36号非金融資産の減損—リマインダーとホット・トピック」を参照いただきたい。

する場合（例えば、マクロ経済環境の変化に対応して）、当該変更は変更の理由とともに開示される必要がある。

同様に、ボラティリティの高い市場は、リスクの集中度を高める可能性がある。例えば、その借手が借換リスクにさらされている金融機関の場合である（特に、一部の法域の商業用不動産のようなセクター）。企業は、リスク・エクスポージャーの増加に関して追加情報を開示しなければならないかどうかを検討しなければならない。

流動性リスク

企業の流動性リスクを財務諸表の利用者が理解することに役立つように、IFRS第7号は、金融負債の契約上の満期を表形式で開示することを要求しており、重要なことに、流動性リスクをどのように管理しているかの説明を要求している。IFRS第7号B11D項は、満期分析に割引前の契約キャッシュ・フローを反映させ、元本と利息の両方の支払いを含めることを要求している。

企業がサプライヤーに支払うはずだった時期よりも遅い時期に金融機関に支払うオプションを通じて流動性リスクを管理する、サプライヤー・ファイナンス契約によって提供される延長したファイナンスの条件に依存する企業は、当該契約の影響（例えば、契約条件、財務諸表への影響。新たに導入された開示要求について**サプライヤー・ファイナンス契約**を参照）が適切に開示されていることを確認しなければならない。実際、金融機関が当該契約を撤回した場合、特に企業がすでに財政難に陥っている場合、企業の負債を決済する能力に悪影響を与える可能性がある。同様の考慮事項は、ファクタリング契約への依存に関しても関連性がある場合がある。

激動の市場環境では、価格の急速かつ大幅な変動により、マージン・コールが発動される可能性が高くなる。関連性がある場合、企業は流動性リスク管理の一環として、当該リスクの影響を説明しなければならない。

また、インフレ率と金利の上昇は、融資契約に含まれる特約条項（covenants）を遵守する企業の能力に影響を与える可能性がある。この場合、企業は、非流動に分類されている負債が報告期間後12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示するIAS第1号76ZA項の要求事項を検討しなければならない。

関連する新たに導入される要求事項について、**負債の流動又は非流動への分類**も参照。

公正価値測定及び開示

現在のマクロ経済状況では、公正価値は不確実性のレベルが高まる可能性があり、また、報告日における公正価値の決定には注意が要求される。

IAS第10号「後発事象」では、修正を要しない後発事象の例として、報告日から財務諸表承認日までの投資の公正価値の下落を挙げている。このような下落は、通常、報告日における投資の状況を反映するのではなく、報告期間後に発生した状況に起因する。そのため、企業

は報告日時点において財務諸表で認識されている（又は開示されている）金額を調整しないが、この日以後の公正価値の変動について追加の開示が要求される場合がある。市場価格が容易に確認できる相場のある投資の場合、報告日での公正価値とその価値のその後の変動を区別するのは簡単である。しかし、相場のない投資についてはそうではない可能性があり、公正価値の測定及び開示は、報告日時点のマクロ経済状況（不確実性を含む）、及び市場参加者が当該投資の価格付けに使用するであろう要因を反映することが重要である。さらに、企業は、以前に使用した方法又は仮定を変更することが要求される場合がある。

例えば、これまで比較可能な取引に基づいて投資不動産の公正価値を決定していた企業は、不動産市場の活動が低下しているため、関連性のあるデータが限定されていることに気付く可能性がある。その結果、企業は、比較可能な取引アプローチを使用して見積もった公正価値が、その状況における価値の合理的な範囲内にあることを確認するために、追加の評価方法を適用する必要がある場合がある。使用した評価技法及び仮定について、明確で企業固有の情報を提供しなければならない。また、企業は、（評価技法の変更及び公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替のような）評価測定の重大な変更、及び当該変更の理由を説明する、IFRS第13号「公正価値測定」91項の要求事項を考慮する必要がある。さらに、企業は、還元利回り（capitalisation rate）及び／又は収益率（rate of return）のようなすべての主要なインプットの開示に注意し、開示がIFRS第13号の開示目的に準拠していることを確認する必要がある。

IFRS第13号の開示要求は、開示目的でのみ実施される公正価値測定にまで拡大することを覚えておくことに価値がある。例えば、IFRS第7号「金融商品：開示」25項は、償却原価で測定された金融資産及び金融負債の公正価値を開示することを企業に要求している（帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除く）。IFRS第13号で要求される開示には、公正価値ヒエラルキーのレベル、公正価値ヒエラルキーのレベル2及び3に含まれる金融商品の公正価値測定の評価技法及びインプットの説明が含まれる。上記のように、公正価値測定技法の重大な変更及びその理由を説明しなければならない。さらに、金利が上昇する環境下では、金融商品（特に固定金利の債券）の帳簿価額が公正価値に近似しているという結論は、もはや適切ではない可能性がある。

最後に、IFRS第13号93項は、企業が経常的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債のレベル3公正価値測定に関して、追加情報を提供することを要求している。この情報には、観測可能でないインプットの1つ以上を合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合の定量的情報、当該変更の影響、及び当該変更の影響をどのように計算したかが含まれる。不確実性の状況では、合理的に考え得る代替的な仮定の範囲は広くなる可能性がある。感応

度の開示は、企業の財務諸表の利用者に意味のある情報を提供するために、十分に詳細でなければならない。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

関税は財を輸入する購入者に課せられるコストであるが、IFRS第15号の適用にあたり、企業（売手）が顧客との契約をどのように会計処理するかについて多くの経路で影響を与える可能性がある。

関税の直接的及び間接的な影響の結果として、企業は、一定の期間にわたり充足される履行義務を履行する際に、より高いコストを負担することが見込まれる場合がある。企業が現在までに生じたコストを、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定するためのインプット法として使用している場合、状況の変化に応じて進捗度の測定値を更新しなければならない。報告日時点で完成までのコストを見積もる際には、企業は関税の予想される影響（例えば、予想される新しい関税、既存の関税の引上げ又は引下げ、又はそれらの一時的な停止。報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**を参照いただきたい。）を考慮に入れなければならない。完成までの見積りコストが増加することにより、完成率及び認識した収益の累積額の両方が減少する可能性があり、これは見積りの変更として会計処理される。

顧客との契約の中には、コストの増加（例えば、関税の引上げの結果として）が顧客への価格設定に自動的に反映する価格調整条項が含まれている場合がある。このような価格調整条項は、IFRS第15号に記載されているように、変動対価として会計処理される。しかし、契約にコストの変動に対応するメカニズムが含まれていない場合、顧客が支払うべき価格の潜在的な上昇の影響は、契約が変更されるまで取引価格に反映されず、契約が変更された時点でその影響を契約変更として会計処理しなければならない。

売上税とは異なり、価格調整を通じて顧客に転嫁される仕入先に課せられる関税（既存の契約条件又はその再交渉の結果にかかわらず）は、第三者のために回収する金額を構成しないため、そのような調整は（事実と状況に基づき、変動対価又は契約変更のいずれかとして）取引価格に反映しなければならない。

現在のマクロ経済の不確実性は、契約に基づいて支払うべき金額を支払う顧客の能力に影響を与える可能性がある。その結果、予想信用損失が影響を受ける可能性があり、企業は、顧客が支払いができない可能性が、顧客との契約が収益を認識するためのIFRS第15号の条件を満たしているという結論に影響を与える可能性があるかどうかを検討する必要があるかもしれない。このようなシナリオでは、状況に適切な変化が生じるまで、さらなる収益認識が妨げられる場合がある。また、企業は、契約の再交渉、譲歩の付与（例えば、輸入者である顧客と関税の負担を分担する）、又は契約の取消しを行う場合があり、これにより、企業は契約変更又は価格譲歩に関

するIFRS第15号の要求事項を検討することが要求される。

最後に、契約に損失が予想される場合、企業は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って、不利な契約の引当金を認識すべきかどうかを評価する必要がある。

不利な契約の引当金

世界貿易の変化により、契約による義務を履行するための不可避的なコストが、受け取ると見込まれる便益を上回り、その結果不利な契約となる可能性がある。IAS第37号は、不利な契約に関する引当金の認識を要求している。

報告日に締結されている契約で、不利な契約の引当金が必要となる可能性のあるものの例には、以下のようなものが含まれる。

- 関税の対象となる輸入品の購入契約
- 仕入先が負担するコストが増加した場合の自動価格調整を含む購入契約
- 収益契約（例えば、契約を履行するために必要なコストが関税の対象となる場合）

不利な契約に対して認識される引当金は、契約から解放されるための最小の正味コスト、すなわち、以下のうちいずれか低い方を反映しなければならない。

- 契約履行のコスト
- 契約不履行により発生する補償又は違約金

契約から解放されるための最小の正味コストを決定する際に、企業は、特定の特別な状況で違約金が生じることなく契約を終了することを認める契約条件（「不可抗力条項」）に注意を払わなければならない。輸入者が負担する関税が変更されたときに制定できるような不可抗力条項が契約に含まれている場合、企業はさらなる義務を回避できるため、契約は不利ではない可能性がある。

IAS第37号は、「その法律がほぼ確実に制定されるという十分な客観的証拠が存在する場合には、新しい法律の可能性の影響を既存の義務の測定の際に考慮に入れる。」ことを要求している。本基準は、「多くの場合、十分に客観的な証拠は、新しい法律が制定されるまでは存在しない。」ことに留意している。したがって、企業は通常、報告日に制定されている関税に基づいて、契約が不利であるかどうかを評価し、契約が不利である場合には、不利な契約の引当金を測定しなければならない。不利な契約の引当金の評価及び測定に使用する他のインプットが見込まれる金額（例えば、契約に基づき「受け取ると見込まれる便益」が、販売価格又は量の見込まれる変更をどの程度反映しているか）をどの程度反映すべきかを評価するには、判断が要求される。

金融商品

予想信用損失

IFRS第9号を適用して、予想信用損失（ECL）は、営業債権、負債性金融商品、リース債権、契約資産、引受

ローン・コミットメント及び金融保証から生じるキャッシュ不足の現在の確率加重計算を反映している。ECLの見積りでは、現在の経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にインフレ、金利上昇、新しい関税又は関税の引上げ、企業の収益性の低下及び家計所得の減少から生じる影響を考慮しなければならない。信用スプレッドの全般的な拡大は、エクスポージャーが12か月ECLから全期間ECLに移行する可能性を高めることにつながる。これは、現在の不確実なマクロ経済環境及び地政学的環境が、エクスポージャーが最初に認識された時点の信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大を招いた可能性があるという事実を反映している。これは、特定のセクター及び地域へのエクスポージャーが、インフレ率、金利及び外国為替レートが他のセクターに比べて不均衡な負担を強いられることを反映して、より集中する可能性がある。

報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**も参照いただきたい。

ヘッジ会計

取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている場合、企業は、その取引がいまだ「可能性の非常に高い予定取引」であるかどうか、そうでない場合は、いまだ発生することが見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのため、現在の経済環境は、ヘッジ会計を適用する企業の能力に影響を与える場合がある。例えば、金利上昇の結果として発生することがもはや見込まれない将来の債務の発行をヘッジするために金利スワップを使用する場合がある。

企業が、予定取引の可能性がもはや非常に高くはないが、発生がまだ見込まれると判定する場合、企業は、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。その他の包括利益にこれまで認識された利得又は損失は、予定取引が発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に留保される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、企業は、ヘッジ手段に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金で認識された利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

さらに、信用リスクの増大により、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係から生じる価値変動に信用リスクの影響が著しく優越する場合、ヘッジ関係が、ヘッジ有効性の評価を満たさなくなる可能性がある。そのため、企業は、例えば、現在の環境を理由に相手方のデフォルト・リスクが高まることが、ヘッジ会計の中止につながるかどうかを評価する必要がある。

関連性がある場合、企業は、報告期間中及び報告期間の末日のヘッジ関係の有効性に関する詳細な開示、及び中止したヘッジ関係に関する情報を提供することを検討する必要がある。

財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業の業績及び財政状態の進展、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた。

財務諸表の情報と年次報告書の他の場所で提供される情報との間のつながり（connectivity）を達成することで、企業は財務業績及び財政状態の包括的かつ統合された見通しを提供することができる。気候関連事項の文脈では、つながりは、財務諸表の利用者が気候変動から生じる企業のリスクと機会をよりよく理解するのに役立つ。また、企業がグリーンウォッシングと認識されるリスクを低減することにも役立つ。

欧州証券市場監督局（ESMA）は2023年10月に「The Heat is On: Disclosures of Climate-Related Matters in the Financial Statements」⁴と題するレポートを公表した。このレポートでは、年次財務報告書の中でつながりを識別するために使用される4つのハイレベルの原則を解説している。

1. 一貫性（Consistency and coherence）：仮定が、年次財務報告書の異なる構成要素の中で、また構成要素間で一貫しているように見えるか？
2. 補完性：年次財務報告書の非財務セクションに含まれる情報と財務諸表の間に補完性があるか？
3. 相互参照：年次財務報告書の異なる構成要素内及び構成要素間のリンクはあるか？
4. 繰返し回避：情報は具体的で財務諸表の理解に有用であるか、それとも単に年次財務報告書の非財務セクションの内容を繰り返すだけであるか？

また、ESMAのレポートは、企業が財務諸表における気候関連事項に関して、より関連性があり透明性の高い情報をどのように提供するかについて、執行機関の見解を示している。特に、本レポートでは、ESMAの一般的な執行優先事項と一貫する気候関連開示の例を提供している。本レポートは欧州の発行企業を対象としているが、取り扱っているテーマは他の法域の企業にも関心を寄せている。

情報の一貫性

企業は、年次報告書の他の箇所でも気候関連事項に重点が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見積りに気候関連事項がどのように反映されているかと

4 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041_Report_-_Disclosures_of_Climate_Related_Matters_in_the_Financial_Statements.pdf）

一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で使用する予測は、報告日における企業の戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における最良の見積りに基づかなければならない（例えば、短期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するために必要な場合）。特に、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素化計画のような、気候関連コミットメント及び目標に焦点を当てなければならない。関連性がある場合、企業は財務諸表において、計画された投資及び移行計画の時期及び財務上の影響を開示しなければならない。企業の気候関連計画の議論に短期的なコミットメントと長期的な計画及び願望の両方が含まれる場合、これらを互いに区別し、どの確定コミットメントを企業の予算及び会計上の仮定に組み込むかを明確にすることが重要である。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が当該事項に明示的に言及していなくても、財務諸表の作成において考慮されることが期待される。投資家又は規制当局は⁵、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響するか、どの程度影響するか（又は影響しないか）についての説明なしに、（例えば、減損テストで）検討されたことを記述する定型的な開示（boilerplate disclosures）に満足すると仮定することはできない。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。⁶異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要である。

該当する場合、企業は、（感応度分析を含む）減損テスト又は認識された引当金において使用した仮定と、気候関連のコミットメント、計画及び／又は戦略との間のずれを説明しなければならない。例えば、このようなずれは、企業の気候関連コミットメントが、IAS第37号を適用して推定的義務を生じさせず、関連する引当金が認識されていない場合に生じる可能性がある。

非金融資産の減損

気候関連リスク（物理的リスク又は移行リスク）に対するエクスポージャーは、減損の兆候である可能性がある又は資産又は資産グループの回収可能価額を算定する際に使用する見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。気候関連リスクが予測キャッシュ・フロー又は割引率に与える影響は、IAS第36号に基づく開示が要求される重要な仮定となる可能性があるが、その場合、主要な仮定及びその予測が企業の将来のキャッシュ・フローに与える影響についての説明を提供しなければならない。

例えば、減損テストの実施に用いるインプットが気候関連事項と関連し、重要な仮定として識別された場合、企業は、使用した定量化された仮定の開示（例えば、アウトプットの価格設定を通じて炭素コストを回収する企業の予想される能力、又は特定の資産の置換えの時期及び金額を含むカーボン・プライシング）、及びそのような定量化の基礎又は情報源（外部証拠に、より大きくウェイト付けしなければならないことに留意する）、関連性がある場合には、感応度分析を考慮しなければならない。

同様に、気候関連事項が、資産の回収可能価額の見積りに用いた事業計画の仮定、事業計画を超えて考慮した期間及び（割引率及び成長率のような）使用した財務上の仮定に影響を与える場合にも開示が要求される場合がある。

さらに、IAS第36号は、CGUの使用価値がCGUの資産から生じると見込まれる便益の現在のレベルを維持するために必要なキャッシュ・アウトフローを含めるが、資産の拡張に関連するキャッシュ・アウトフローは除外することを要求している。場合によっては、この2つを区別することは（例えば、脱炭素化計画の一環として）容易ではなく、開示すべき重要な仮定を表す場合がある。

財務諸表の他の分野

また企業は、気候関連事項が財務諸表に与える影響を評価する際に、以下の特定のトピックを考慮する必要がある場合がある。

- 企業が、気候関連事項が事業及び／又は資産及び負債の測定に重要性がある財務上の影響を与えるとは見込まれないと結論付けた場合、規制当局は、特にエクスポージャーの高いセクターで事業を行っている場合、実施した評価、行った判断及びそのような結論に達するために使用した期間を開示することを期待している。当該開示は、企業の具体的な状況に合わせて調整しなければならない。
- 法的に要求される又は任意で炭素排出量を相殺することを決定した企業は、その結果としての財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響について、関連する財務諸表の表示科目を含む、適切な開示が行われることを確認しなければならない。これには、例えば、関連する財務諸表項目（例えば、温室効果ガス（GHG）排出枠又はカーボン・オフセットの資産及び／又は排出量引当金）の認識、測定及び表示に使用する会計方針、企業が参加するスキームの主要な条件と性質（スキームが強制か又は任意を含む）、及び取得した、所有する、負っている、消費した又は売却した炭素排出枠又は再生可能エネルギー証書の数

⁵ 例えば、2023年3月にESMAによって公表された最近の報告「第27回EECSの施行データベースからの抜粋」（項目VII及びVIII）を参照

⁶ デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家の要求」が、より詳細に解説している。

量が含まれる。

2024年10月、ESMAは、カーボン・プライシング・プログラムに関連する財務諸表の考慮事項に関する企業の意識を高めることを目的とした公表文書「Clearing the Smog: 財務諸表における炭素排出枠」⁷を公表した。

本文書は、企業が参加した、又は参加する予定のカーボン・プライシング・プログラムの契約上の特徴、及び企業（そのインダストリー又はセクター）が従う可能性のあるその他の要求事項又は規制を慎重に分析するよう企業に促している。契約上の特徴及び商品が異なることにより、会計処理も異なる場合がある。検討すべき論点には以下が含まれる。

- カーボン・プライシング・プログラムは、IFRS会計基準における資産の定義を満たす権利を生じさせるか？その場合、資産の性質、認識の時期及び測定はどうか？
- 企業は炭素排出枠を取得する義務を有するか？その場合、負債はいつ認識しなければならないか？どのように測定しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムが生み出す収益又は費用の項目の性質は何か、また、これらの金額はどの時点で認識しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムに関連するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書においてどのように分類しなければならないか？
- 財務情報の利用者がカーボン・プライシング・プログラムの影響を理解するためには、どのような開示が必要か？

- グリーン・ファイナンス（例えば、ESGインデックス・ローンの発行）を行う金融機関は、財務諸表の利用者が影響を理解し、これらの金融商品に関連する特定のリスクの性質及び程度を評価するために必要な情報の開示を検討する必要がある（例えば、金融商品の主要な特性、帳簿価額、満期、環境規準、それらの金融商品に関連する特定のリスク、キャッシュ・フローへの影響及び感応度、及びこれらのリスクをどのように管理しているか）。また、企業の会計方針の適用に重大な判断が伴う場合、例えば、ESG連動金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び／又は元本

残高に対する利息の支払であるかどうかを評価する場合にも、開示が要求される場合がある。

IFRS第9号及びIFRS第7号の最近の修正（以下の**主な新たな会計上の要求事項**も参照）により、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを企業がどのように評価するかに関する要求事項が変更された。これは、ESGにリンクする要素を有する金融資産にこれらの要求事項を適用することを支援することを目的としており、そのような金融商品が償却原価で測定される可能性が高まる。

本修正は、2026年1月1日以後開始する事業年度に発効するが、企業は、それ以前の期間にすべての修正又は金融資産の分類に関連する修正のみを早期適用することが認められる。

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家の要求」⁸は、気候に関する投資家の期待の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物である「In Brief: IFRS基準と気候関連の開示」⁹及びIASBの教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」¹⁰によって強調されているか、及びそれらの要求を実務においてどのように適用する可能性があるかについて提供している。さらに、

- 2024年4月、IFRS解釈指針委員会は、財務諸表における気候関連コミットメントの影響を評価するために実施すべき分析を説明するアジェンダ決定を公表した。
- 2024年7月、IASBは、公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性一設例案」を公表した。IASBは、企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する8つの設例をIFRS会計基準に追加することを提案している。設例案は大半が気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則及び要求事項は他の種類の不確実性にも同様に適用される。IASBは、2025年10月に最終文書を公表する予定である。iGAAP in Focus財務報告「IASBは、財務諸表における気

7 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-483087481-68_Statement_Clearing_the_smog_-_Accounting_for_Carbon_Allowances_in_the_FS.pdf)

8 デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-igaapinfocus-20220325.pdf)

9 IASBのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2019/november/in-brief-climate-change-nick-anderson.pdf)

10 日本語訳についてASBJのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/press_release/y2023/2023-0704.html)

候関連及びその他の不確実性についての設例案を提案」¹¹は、設例案を解説している。

サステナビリティ報告の動向

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

ISSBの目的は、資本市場のサステナビリティ情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発することである。

現在までに、ISSBは、最初の2つの基準を公表している。IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」である。

- IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関する決定を行う際に有用である、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項を示している。
- IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関する決定を行う際に有用である、気候関連リスク及び機会に関する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

両基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度に発効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行の救済措置がある。基準は2024年1月1日に発効するが、法域が基準をアドプションしたときにのみ強制適用されることになる。30を超える法域が、法的又は規制上のフレームワークにおいて、IFRSサステナビリティ開示基準を使用することをすでに決定した又は導入する段階である。これらの法域は、GDPベースで、グローバル経済の半分超を示している。デロイトの「法域ごとのIFRSサステナビリティ開示基準のアドプション」¹²は、ISSB基準をアドプションした又はアドプションする過程にある法域の概要を提供している。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」¹³は、IFRS S1号及びIFRS S2号の主要な要求事項を解説している。

さらに、ISSBスタッフによって開発された以下の権

威のない教育的資料は、IFRS S1号及びIFRS S2号を適用する企業を支援するために利用可能である。

- 「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」¹⁴—重要性がある情報の特性及びサステナビリティ関連のリスク及び機会の概念を説明し、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別及び開示に関連する要求事項を説明している。
- 「IFRS S2号に従い気候関連開示のみを報告する場合のIFRS S1号の適用」¹⁵—企業が、IFRS S1号が適用される最初の年次報告期間に認められる気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示する場合に適用される、IFRS S1号の要求事項を説明している。
- 「IFRS S2号に従った、移行計画に関する情報を含む、企業の気候関連の移行に関する情報の開示」—IFRS S2を適用する際に、企業が気候関連の移行に関する高品質の情報を提供できるように設計されており、緩和と適応の両方の取組みを含む、企業が有する「移行計画」に関する開示を対象としている。

最後に、2025年4月28日、ISSBは公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」を公表し、追加的な救済措置を提供し、特定のGHG排出の開示要求からの既存の救済措置を明確にする、IFRS S2号の的を絞った修正を提案した。コメント期間は2025年6月27日に終了した。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが特定の温室効果ガス排出の開示要求に対するIFRS S2号の修正を提案」¹⁶は、本提案のより詳細を解説している。

重大な域外への広がりを持つ法域の動向

欧州連合の企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 及び欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

2025年2月26日、欧州委員会 (EC) は、CSRD、EUタクソノミ規則、企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD) によって課せられるサステナビリティ及びデューデリジェンス報告の負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法案 (いわゆる「オムニバス・パッケージ」) を公表

11 本誌2024年11月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性についての設例案を提案」を参照いただきたい。

12 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/special-topics/sustainability/issb-adoption-tracker)

13 本誌2023年9月号iGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」を参照いただきたい。

14 日本語訳についてSSBJのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250327_07.pdf)

15 日本語訳についてSSBJのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/applying-ifs-s1-reporting-only-climate-related-disclosures-accordance-ifs-s2_jp.pdf)

16 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2025/jp-crd-igaapinfocus-20250429.pdf)

した。主要な変更には以下が含まれる。

- CSRDの適用：従業員数が1,000人超、正味の売上高が5,000万ユーロ超又は貸借対照表の合計が2,500万ユーロ超の企業に限定される。
- 報告の期限：企業のWave 2（Wave 1に含まれない大企業）のCSRDの発効日を2025年から2027年に、Wave3（上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険及び再保険企業）のCSRDの発効日を2026年から2028年に延期する。
- CSDDDの延期：CSDDDの国内法制化及び大企業への適用を1年延期する。

CSRDの報告期限及びCSDDDの国内法制化と適用の変更は、欧州議会及びEU理事会で承認され、2025年4月16日にEU官報に掲載されて発効した。

加盟国は、2025年の報告期間に間に合うように発効させるため、2025年12月31日までに法制化することが期待されている。

さらに、2025年3月27日、ECはESRSを簡素化するために、2025年10月31日までにEFRAGサステナビリティ報告審議会にテクニカルなアドバイスを要請した。本改訂の目的は、以下のとおりである。

- 必須のESRSデータポイントの数を大幅に削減する。
- 不明瞭とみなされる規定を明確にする。
- 重要性の原則の適用方法をさらに明確にする。
- 基準の構成と表示を簡素化する。
- グローバルなサステナビリティ報告基準との相互運用性を向上させる。ESRSを最初に適用した企業の経験により得られた考慮事項を反映する。
- ESRSを最初に適用した企業の経験により得られた考慮事項を反映する。

ECは改訂ESRSを委任法として採択する予定であり、改訂ESRSは2027事業年度に適用され、2026年に任意適用される可能性がある。

詳細については、iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「欧州委員会は、サステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示要件について大幅な軽減を提案」¹⁷を参照いただきたい。

以下の内容は、2022年12月にEU官報に掲載されたCSRDを反映したもので、オムニバス・パッケージで提案されている修正案は考慮されていない。オムニバス・パッケージの提案が確定した時点で、内容を更新する予定である。

CSRDは、投資家、市民社会、その他の利害関係者向

けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿った完全に持続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献することを目的としている。

CSRDの対象となる企業範囲は広く、限定的な例外はあるものの、EUの規制市場に証券を上場している（非EU企業を含む）企業が含まれる。その範囲は、（非EUの親会社のEU子会社を含む）特定の非上場のEU企業にも拡大している。

ESRSの最初のセットには、以下が含まれる。

- 以下を取り扱う2つの横断的基準：

–サステナビリティ関連情報を作成及び表示する際に企業が準拠すべき全般的な要求事項（ESRS 1）。これには、ダブル・マテリアリティの原則を使用して報告する重要性の評価を実施する要求事項が含まれる。

–活動のセクターに関係なく（すなわち、セクター共通）、サステナビリティのトピック横断的に、すべての企業に適用される全般的開示（ESRS 2）

- セクター共通の観点から環境、社会及びガバナンスのトピックをカバーする10のトピック別基準

CSRDは、異なる種類の企業について、ESRSに従った強制開示の発効日を指定している。企業の最初のグループは、2024年1月1日以後開始する期間にESRSを適用することが要求される。新しい要求事項への効果的かつタイムリーな移行に必要な時間と労力は、かなりのものになる可能性がある。したがって、データ収集、内部統制及び強制される保証の要求をサポートする手続に関する重要な組織上の決定は、慎重に検討する必要がある。

これらの要求事項を適用する企業にとって、次の文書が利用可能である。

- 2024年11月、ECは、2024年8月に草案として公表した90のよくある質問（FAQ）¹⁸のセットを官報（official journal）に公表した。FAQは、ESRS、タクソノミ規則開示、デジタル・フォーマットの要求事項、保証、サステナブル・ファイナンス開示規則に関する多くのFAQとともに、CSRDに基づく特定のサステナビリティ報告の要求事項の解釈を明確にしている。
- 2024年5月、EFRAGは、EFRAG IG 1号「重要性評価」、EFRAG IG 2号「バリューチェーン」、EFRAG IG 3号「詳細なESRSデータポイント」及び付属する説明文書の3つのESRS適用ガイダンス文書を公表した。
- さらに、EFRAGは、EFRAG ESRS Q&Aプラットフォームを通じて受け取ったテクニカルなESRSの質

¹⁷ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2025/jp-crd-igaapinfocus-20250228.pdf>）

¹⁸ EUの官報（Official Journal）の該当ページを参照いただきたい。（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202406792）

問を含む説明文書の編集物を公表した。これらEFRAGの文書には権威がない。

2024年7月、ESMAは、大規模な企業によるESRSの最初の適用に関する公表文書¹⁹を公表し、ESMAの見解では、ESRSサステナビリティ報告の作成に特に関連性がある5つの注目すべき領域を強調した。

- 高品質のサステナビリティ報告を促進するためのガバナンス体制及び内部統制を確立する。
- ダブル・マテリアリティ評価を適切に設計及び実施し、透明性を確保する。
- 移行に関する救済措置の使用について透明性を保つ。
- 明確に構造化され、デジタル化に対応したサステナビリティ・ステートメントを作成する。
- 財務諸表とサステナビリティ報告との間のつながりを創造する (create)。

さらに、ESMAは、新しい要求事項を適用する際にECからのガイダンスを慎重に検討することの重要性を強調し、基準と例示の実務における使用に関する洞察を提供するEFRAGのサポート資料を参照することを強く推奨している。

サステナビリティ・ステートメントの範囲及び構成に関して、ESMAは、

- サステナビリティ・ステートメントは、財務諸表と同じ報告企業のものでなければならないことをリマインドする。
- (経過的な救済措置の適用を条件として) サステナビリティ報告書で提供される情報は、企業のバリューチェーンにつながりがある (connected) 重要性があるIROに関する情報を含むように拡張されていることに留意する。
- 過去にサステナビリティ報告書の代替的な表示形式に大きく依存していた企業に対して、そのアプローチがESRS第1号に規定されたサステナビリティ報告書の構成に準拠しているかどうかを評価することを推奨する。
- 内部の相互参照及び参照による組込みを使用する意向である企業は、報告される情報へのアクセス及び理解の促進を含む全般的な表示目的を準拠していることを確認することを推奨する。
- 金額又はその他の定量的情報がサステナビリティ・ステートメントと財務諸表の両方に含まれている場合、ESRS第1号124項は前者から後者への参照を要求することをリマインドする。

ESMAは、2024年の共通の施行優先事項において、サステナビリティ・ステートメントに関連する優先事項として以下の項目を識別している。

マテリアリティに関して、ESMAは、

- マテリアリティ評価プロセス自体について、影響を受ける利害関係者とのエンゲージメントに関するものを含め、詳細な開示の必要性を強調する。
- マテリアリティに関係なく、特定の開示要求 (DR) 及びそのデータポイントが強制されることをリマインドする。
- 重要性があるインパクト・リスク・機会 (IRO) についてESRSが取り扱っていない場合、又はESRSが十分に取り扱っていない場合には、企業固有の情報が要求される一方で、そのような情報は、それが重要性があり、ESRS第1号に記載されている情報の質的特性を満たす場合にのみ含めるべきであることを強調する。
- サステナビリティ・ステートメントで準拠したDRをページ及びパラグラフ番号を含めて列挙し、ESRS第2号付録Bに列挙されている他のEU法規から派生したすべてのデータポイントの表を含め、識別されたIROが企業固有の開示ではなくDRを適用することによってカバーされているかどうかを示す要求事項を強調する。

EUタクソノミに関して、ESMAは、

- 開示委任法 (Disclosure Delegated Act) に定められたテンプレートの使用は、適応又は修正を伴わず、企業の経済活動の適格性及び調整のレベルとは無関係に、強制されることをリマインドする (テンプレートは、非常に限られた状況でのみ省略できる)。
- 経済活動が複数の環境目標の対象となる状況に特に注意を払うことを企業に要求する、二重計上を避けることの重要性を強調する。このような状況では、最も関連性の高い目的を太字で示さなければならない、開示要求を適切に適用するために、企業がテンプレート内の数行にわたって活動を分解することが要求される場合があることを強調する。
- 売上高及びCapEx KPIに含まれるさまざまな構成要素は、財務諸表への参照を含めなければならないことをリマインドする。
- ESRS E1-1は、気候変動緩和のための移行計画に関する開示を要求していることに留意し、これには、活動とEUタクソノミとの整合性に関する目的又は計画の説明が含まれ、EUタクソノミの開示と移行計画の開示との間の整合性の重要性を強調する (該当する場合)。

¹⁹ ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-07/ESMA32-992851010-1597_-_ESRS_Statement.pdf)

- 金融機関が、KPIから除外されたエクスポージャーについて、タクソノミの整合性を見積りを自発的に開示する場合、又はタクソノミの整合性を示すための情報を欠いている場合、そのような開示は必要なKPIから明確に分離され、適用されるメソドロロジーに関する適切な説明を含まなければならないことに留意する。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の最終化」²⁰は、ESRSの1stセットを解説している。
- iGAAP in Focus「EUタクソノミー企業報告の要求事項」²¹は、EUタクソノミ規則の要求事項を解説している。
- iGAAP in Focus「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく『適正な表示』」²²は、CSRDの下での「適正な表示」に関連する考慮事項及びサステナビリティ報告書の作成に対する影響について解説している。

相互運用可能性のガイダンス

2024年5月、IFRS財団とEFRAGは、IFRSサステナビリティ開示基準とESRSの両方を適用する企業を支援する相互運用可能性のガイダンス²³を公表した。このガイダンスでは、2つの基準間の整合（alignment）の概要を示す。ESRSにおけるファイナンシャル・マテリアリティの定義は、IFRSサステナビリティ開示基準における重要性の定義と整合しており、共通に定義されている用語が多数あり、気候に関するIFRSサステナビリティ開示基準の開示のほとんどすべてがESRSに含まれていることを指摘している。

しかし、これは、企業が1つの基準を適用することで、自動的に他の基準への準拠を主張できることを意味するものではない。両基準を一緒に適用する場合は、それぞれの基準の目的及び要求事項を考慮するよう注意する必要がある。例えば、それぞれの基準、特にESRSで規定されている追加の気候関連開示要求で識別していることを確認する必要がある。さらに、ESRSは、一般目的財務報告書の利用者よりも幅広い関係者の情報ニーズを満たすことを意図していることに留意する必要がある（ダブル・マテリアリティの原則を適用していることを前提として）。

相互運用性ガイダンスは、関連性がある基準と併せて

読まなければならない。企業は、IFRSサステナビリティ開示基準又はESRSの要求事項を満たすために、当該ガイダンスに単独で依拠することはできない。

米国

● 証券取引委員会（SEC）

2025年3月27日、SECは、2024年3月の気候関連情報開示の最終規則に法的に異議を申し立てた当事者に対する法律上の抗弁を取り消すことを決議した。規則は、登録企業に対し、年次報告書及び登録届出書において気候関連の開示を要求することになっていた。以前、SECは、最終規則に異議申立の司法審査が行われるまでの間、最終規則の発効日を延期（一時停止）した。

2025年4月24日、裁判所は訴訟を一時停止する命令を出し、SECに対して、規則を見直す（review）又は再検討する（reconsider）意向かを示す状況報告書を90日以内に提出するよう指示した。訴訟がどのように進行するか、又はSECが規則を修正又は廃止するかどうかは不明である。しかし、現職のSEC委員長が2022年に最終規則の合法性に疑問を呈する意見記事を共同執筆し、また他の3名の現職SEC委員のうち2名が最終規則の公表に反対票を投じたことを踏まえると、裁判所がそれを支持する又は訴訟が取り下げられる場合であっても、最終規則が現在の形で継続する可能性は低い。

● カリフォルニア

2023年10月、カリフォルニア州知事は、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開及び非公開企業が定量的及び定性的の双方の気候関連の開示を提供することを、一括して要求する3つの法案に署名した。

法案SB-253「気候関連企業データ説明責任法（Climate Corporate Data Accountability Act）」及びSB-261「温室効果ガス：気候関連の財務リスク（Greenhouse Gases: Climate-Related Financial Risk）」は、米国において温室効果ガス排出及び気候変動リスクの企業報告を義務付ける、最初のインダストリー共通の米国の規則を定める。

さらに、カリフォルニア州議会法案であるAB-1305「自主的な炭素市場開示（Voluntary Carbon Market Disclosures）」は、気候関連の排出権のグリーンウォッシングに対抗することを目的としており、カリフォルニア州内で自主的なカーボン・オフセット（VCO）を市場売却又は売却する米国及び国際的な企業、及びカリフォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州で特定の

²⁰ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/audit/perspectives/igaapinfocus-20230922.html>）

²¹ IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2023/eu-taxonomy>）

²² デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/audit/crd/jp-crd-igaapinfocus-20241010.pdf>）

²³ IFRS財団のウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/ifrs-foundation-and-efrag-publish-interopability-guidance/>）

気候関連排出権を行う企業（VCOを購入又は使用しているかどうかにかかわらず）に対する要求を定める。

SB-219「温室効果ガス：気候に関する企業の説明責任：気候関連の財務リスク」は、2024年9月に署名され、SB-253の準拠に伴う財務上の負担を軽減することに役立てるために、以下のことを認めている。

- 企業が、連結親会社レベルでの排出量開示報告書を提出する。
- カリフォルニア州大気資源局（CARB）は、スコープ3のGHG排出量報告のスケジュールを設定する。

SB-253では、企業は2025年のGHG排出量データに基づいて、2026年からスコープ1及びスコープ2のGHG排出量を報告することになる。企業は、2026年のGHG排出量データに基づいて、2027年にスコープ3のGHG排出量の報告を開始する。

CARBは、SB-253が要求する報告に関する規則を公表することが要求されている。2025年7月1日までにSB-219によって修正されたSB-253には、2025年7月1日の期限が含まれているが、規制の実施について、CARBのスタッフは、年末までに規制の開発に向けて取り組むことを提案した。しかし、州法では、規制が提案されてから最終決定するまでに最長1年が設定されている。

SB-261では、企業は2026年1月1日以前に、その後は隔年で、気候関連の財務リスク報告書をウェブサイトに掲載しなければならない。

SB-253及びSB-261に対する異議申立は続いている。2024年1月に提訴した「Chamber of Commerce of the United States of America v. California Air Resource Board」の原告は、SB-253とSB-261が「気候変動に関連する言論を違法に規制しようとしている」と主張し、これらの法案は憲法修正第1条及びその他の連邦法に違反していると主張している。彼らは、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に対し、SB-253及びSB-261を無効と宣言し、いかなる強制力も効力もないと宣言するよう求めている。しかし、SB-253及びSB-261は、そのような異議申立が解決されるまで引き続き有効である。

iGAAP in Focusサステナビリティ報告「カリフォルニア州の気候法—新しい州議会法案での報告期限に変更なし」²⁴は、州議会法案の内容を説明している。

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

IFRS S1号及びIFRS S2号の公表後、金融安定理事会（FSB）は、TCFDがその権限を果たしたと結論付け、

ISSB基準がサステナビリティ開示のグローバルなフレームワークとして機能するべきであることを認識した。そのため、FSBは、2024年から気候関連情報開示のモニタリングを、TCFDからIFRS財団に移管することを発表した。

しかし、TCFDの報告義務の対象となる企業は、関連性がある当局がISSB基準に基づく報告を認める又は要求するように要求事項を修正しない限り、TCFD提言に沿った開示を継続しなければならない。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響についての情報の品質に焦点を合わせている。例えば、2022年に英国財務報告評議会（FRC）は、TCFDの開示及び財務諸表における気候関連報告のテーマ別レビューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存在するため、これらの分野での報告及び開示に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業への期待をより明確にしている。FRCは、気候報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性がある。

- 粒度と特定性**—企業は、企業全体のリスク及び機会に関する情報を提供し、必要に応じて事業（business）、セクター及び地域別に分解して提供しなければならない。
- バランス**—気候関連のリスク及び機会に関する議論は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術の開発への依存についての議論を含め、予想される規模に比例しなければならない。また、リスク及び機会の可能性及び依存関係を記述する際に、バランスも必要である。例えば、現在の炭素集約型の収益源の喪失は、脱炭素化の必然的な機能であるかもしれない、代替的な収益源は現在、初期段階又は開発中の技術に依存しているかもしれない。これらの依存関係の開示は、移行リスクが低炭素経済における機会によって自然に相殺されるという印象を与えないために重要である。
- 他のナラティブ開示との相互リンク**—TCFDの開示は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポート内企業の全体戦略の説明に組み込むことにより、ナラティブ・レポートの他の要素と統合しなければならない。
- 重要性**（マテリアリティ）—企業は、TCFDの全セクターガイダンス及び補足ガイダンス²⁵をどのように組み込むかについての説明を提供しなければならない。開示が行われていない場合は、省略の理由を含めな

²⁴ IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2024/california-climate-update>）

²⁵ TCFDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.fsb-tcf.org/publications/#implementing-guidance>）

ればならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていないかどうかを明確にしなければならない。

- **TCFDと財務諸表開示のつながり**—TCFD報告で識別された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けとなる判断及び見積りに適切に統合されなければならない。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セグメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価することを検討しなければならない。
 - **ガバナンス**—企業は、気候関連のパフォーマンス目標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に関する具体的な情報を提供しなければならない。また、気候関連リスクをどのように管理しているか及び気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示を検討しなければならない。
 - **戦略**—戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合していなければならない。リスクと機会に関する企業の議論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。
 - **リスク管理**—気候関連事項は、全体的なリスク管理プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に説明しなければならない。気候関連のリスク及び機会の潜在的な影響は、「高い」や「低い」などの用語のみで説明するのではなく、可能な限り定量化しなければならない。これは、気候関連の機会の影響が、リスクの影響をどの程度上回るかもしれないか又は上回らないかもしれないかを示す上で特に重要である。
 - **指標と目標**—指標は、スコープ1及び2の排出量のみ焦点を絞るのではなく、他の気候関連のリスクと機会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗状況の読者の理解をサポートするために、過去データ及び変動の説明を提供しなければならない。
 - **保証**—企業は、与えられた保証のレベル及びそれがカバーするものを明確に説明しなければならない。「検証済み (Verified)」などの用語は、実際に取得されたよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるため、避けなければならない。
- 2023年7月、英国FRCは、気候関連の指標と目標の開示の品質に関するテーマ別レビュー²⁶の結果を公表した。本レビューは、ネット・ゼロ・コミットメントと中間排出目標に関する企業の開示の品質が徐々に向上していることを示している。しかし、報告書は、以下の点を指摘している。
- 目標を達成するための具体的な行動及びマイルストーンの開示が不明確な場合があり、企業間の指標の比較可能性は依然として困難である。

- 表示する情報の量が多いため、多くの企業は、低炭素経済への移行計画を明確かつ簡潔に説明するのが難しいと感じている。

- 気候目標が財務諸表にどのように影響するかについての説明にはまだ改善が必要である。「検討されている」気候に関する定型的（ボイラープレート）な文章は、影響に関する洞察をほとんど提供しない。

気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、自主的又は強制的なTCFD開示を提供している、又はISSB基準又はESRSを適用してサステナビリティ関連情報を提供する準備をしているかどうかに関係なく、上記の点を考慮しなければならない。

通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ（この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」で定義されている）の対象となる法域の数が増加している。したがって、企業は以下の課題にますます直面している。

- 経済がIAS第29号で定義されている超インフレであるかどうかを判断することに、困難な場合がある。当該定義には、3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は超えるかどうかを含む、超インフレのいくつかの特徴が含まれている。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を適用するべきかを決定することも難しい可能性がある。
- 現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている状況での、企業の機能通貨を決定する際の困難。これは、現地通貨が超インフレである場合に特に重大になる可能性がある。IAS第29号は、（その経済で活動する企業によってではなく）機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業によってのみ適用される。また、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」では、「企業は、IAS第29号に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定される機能通貨以外の通貨（親会社の機能通貨など）を機能通貨として採用することによって、避けることはできない。」と具体的に規定されていることにも留意すべきである。
- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で換算するための適切な為替レートを識別することが困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特徴であることが多い。

26 英国FRCのウェブサイトを参照いただきたい。(https://media.frc.org.uk/documents/Thematic_review_of_climate-related_metrics_and_targets_2023.pdf)

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」²⁷は、通貨が交換可能である場合及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを定めるガイダンスを提供する、2023年8月にIASBが公表した「交換可能性の欠如」(IAS第21号の修正)を解説している。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号122項及び125項で要求されているように開示を提供しなければならない。

2025年4月に公表された国際通貨基金（IMF）の直近のインフレ予測やIAS第29号で定められた指標を含む、執筆時点の入手可能なデータに基づいて、以下の経済は、2025年6月30日以後終了する報告期間の財務諸表においてIAS第29号を適用する目的及びIAS第21号に従った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると広く考えられている。

- | | |
|------------|----------|
| ● アルゼンチン | ● シエラレオネ |
| ● ブルンジ（新規） | ● 南スーダン |
| ● ガーナ | ● スーダン |
| ● ハイチ | ● スリナム |
| ● イラン | ● シリア |
| ● ラオス | ● トルコ |
| ● レバノン | ● ベネズエラ |
| ● マラウイ | ● ジンバブエ |

エチオピア

エチオピアは、2025年6月30日以後終了する報告期間について、もはや超インフレ経済として識別されない。

ナイジェリア

ナイジェリア国家統計局は、最近消費者物価指数の基準年の改訂及び重み付けの見直しを行った。この改訂されたデータセットに基づく、2024年12月から2025年2月の間の3年間の累積インフレ率は100%未満であったが、2025年3月にはその基準を超え、2025年4月には102.2%に達した。

2025年4月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書においても、2025年末における3年間の累積インフレ率は100%を超えると予想されている。この予想が現実となった場合、ナイジェリアは、2025年12月31日以後終了する報告期間において超インフレ経済として考えられることが見込まれる可能性がある。

エジプト

2025年4月現在、エジプトの3年間の累積インフレ率は97.2%であり（エジプト中央銀行による）、その前の数か月において100%をわずかに上回っていた。2025年4月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書においても、2025年の3年間の累積インフレ率の予測は100%未満と予想されている。

現在の3年間の累積インフレ率はわずかではあるが100%を下回っており、今後も当該基準を下回ると予想されているため、エジプトは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターすべきである。

その他の国

2025年4月現在、超インフレをモニターすべき通貨である他の国には、アンゴラ及びミャンマーが含まれる。特に2025年4月のIMF世界経済見通しの報告書に基づく、ミャンマーの3年間の累積インフレ率は、2025年のある時点において100%を超えると予想されている。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更になる可能性があることを、理解しなければならない。

主な新たな会計上の要求事項

今後の会計上の要求事項の完全なリストについては、このニュースレターの付録を参照いただきたい。

2024年1月1日以後開始する事業年度に発効

負債の流動又は非流動への分類

2020年及び2022年のIAS第1号の修正は、

- 決済が、現金、資本性金融商品、他の資産又はサービスの相手方への移転を指すことを明確にする、「決済」の定義を導入する。
- 負債の流動又は非流動としての分類は、報告期間の末日現在に存在する権利に基づくことを明確化する。
- 分類は、企業が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての見込みの影響を受けないことを規定する。
- 決済を少なくとも12か月にわたり延期する企業の権利に対する、特約条項（covenants）の影響を規定する。
- 財務諸表の利用者が特約条項付の非流動負債が12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるリスクを理解できるように、注記で情報を開示する要求事項を導入する。

特に、本修正は、企業が報告期間の末日以前に遵守することが要求される特約条項のみが、報告日から少なく

²⁷ 本誌2023年10月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」を参照いただきたい。

とも12か月にわたり、負債の決済を延期する企業の権利に影響を与えることを規定している。逆に、報告期間の終了後にのみ遵守が要求される特約条項は、そのような権利が存在するかどうかに影響を与えない。ただし、企業が将来の特約条項を遵守することに困難がある可能性があると思込んでいる場合には、企業はこのリスクに関する情報を（上記のとおり）開示し、継続企業及び流動性リスクへの影響を検討しなければならない。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」²⁸は、IAS第1号の主要な修正点を解説している。

サプライヤー・ファイナンス契約

2023年、IASBは、企業に対してサプライヤー・ファイナンス契約に関する追加開示を要求するよう、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号を修正した。この情報には、次のものが含まれる。

- サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件
- 関連する負債の帳簿価額及びこれらの金額が表示されている科目
- サプライヤー・ファイナンス契約に関連する金融負債と、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な営業債務の両方の支払期日の範囲
- 仕入先がすでに資金供給者から支払を受けている負債の帳簿価額

これらの開示要求の目的は、サプライヤー・ファイナンスの契約が企業の負債及びキャッシュ・フロー、及び流動性リスクへのエクスポージャーに与える影響を、企業の財務諸表の利用者が評価できるようにすることである。当該目的を達成するために、すべての重要性があるサプライヤー・ファイナンス契約に関して要求される情報を作成する際に、以下を考慮しなければならない。

- 異なる条件を有する契約の条件は、別個に開示しなければならない。企業は、使用する集約（又は分解）のレベルが、重要性がある情報を省略又は不明瞭にしないことを確保しなければならない。
- 支払期日の範囲が広い場合、追加の範囲（例えば、階層別の範囲）を開示する、及び／又は範囲を定義する際に行った判断に関する情報を提供する必要がある場合がある。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤー・

ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号及びIFRS第7号を修正」²⁹は、IAS第7号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

2026年1月1日以後開始する事業年度に発効

自然依存電力を参照する契約

2024年12月IASBは、以下についてIFRS第9号及びIFRS第7号を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。

- 自然条件に依存する源泉から生成される電力を購入する契約が企業の自己使用の予想のために保有されているかどうかを取り扱う適用指針を、IFRS第9号に追加する。
- 企業がIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用し、変動する名目数量の自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定する場合、企業がヘッジ対象として電力の変動する名目数量を指定することを認める。
- IFRS第7号に関連する開示要求を追加する。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化」³⁰は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

金融商品の分類及び測定の見直し

2024年5月IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号を修正し、以下の項目を取り扱う「金融商品の分類及び測定に関する修正」を公表した。

- 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
- 金融資産の分類－基本的な融資の取決めと整合的な契約条件
- 金融資産の分類－ノンリコース要素を有する金融資産
- 金融資産の分類－契約上リンクしている商品
- 開示－その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVTOCI）として指定した資本性金融商品に対する投資
- 開示－偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」³¹は、IFRS第

28 本誌2023年1月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」を参照いただきたい。

29 本誌2023年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号及びIFRS第7号を修正」を参照いただきたい。

30 本誌2025年3月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化」を参照いただきたい。

31 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」を参照いただきたい。

9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

2027年1月1日以後開始する事業年度に発効

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2024年4月、IASBは、IAS第1号を置き換えるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。新基準は、IAS第1号の要求事項の多くを変更せずに引き継ぎ、以下の新しい要求事項でそれらを補完する。

- 純損益計算書において、指定された区分（営業、投資、財務、法人所得税及び非継続事業）と定義された小計を表示する。
- 財務諸表の注記における経営者が定義した業績指標（MPM）に関する開示を提供する。
- 集約と分解を改善する。

IAS第1号の要求事項の一部は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」1及びIFRS第7号に移動する。IASBはまた、IAS第7号及びIAS第33号「一株当たり利益」に若干の修正も行う。

iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」³²は、IFRS第18号の主要な要求事項を解説している。

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

2024年5月、IASBは、要件を満たす子会社が財務諸表にIFRS会計基準を適用する際、削減された開示を提供することを認める、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。

子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的な又は中間的な親会社が、IFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場合、子会社は削減された開示の要件を満たす。

IFRS第19号の適用は、要件を満たす子会社にとって任意であり、そのような子会社は、連結、個別又は単独財務諸表に適用が可能である。

新基準は、2027年1月1日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」³³は、IFRS第19号の主要な要求事項を解説している。

主な最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

2024年6月IFRS解釈指針委員会アジェンダ決定「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」

本アジェンダ決定は、IFRS第8号「事業セグメント」の23項(f)の、各報告セグメントに関して、IAS第1号97項に従って開示する重要性がある収益及び費用の項目を開示するという要求事項を考慮している。

アジェンダ決定で強調された主要なポイントは次のとおりである。

- 企業は、以下いずれかの場合に、各報告セグメントに関して所定の金額を開示することが要求される。
 - たとえ最高経営意思決定者（CODM）に個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に含まれる場合
 - たとえセグメント純損益の測定値に含まれていなくても、CODMに定期的に提供されている場合
- 開示すべき重要性がある項目には、IAS第1号98項に列挙されている項目（例えば、資産の評価減、リストラクチャリング費用又は処分損益）が含まれるが、これらに限定されない。
- 企業は、純損益計算書に表示又は注記に開示されている収益及び費用の各項目を、報告セグメント別に開示することは要求されない。
- 各報告セグメントについて開示すべき情報を決定するにあたり、企業は判断を適用し、以下の点を考慮する。
 - IAS第1号における重要性及び集約の原則
 - IFRS第8号の中核となる原則。その原則は、企業が従事している事業活動及び事業を営んでいる経済環境の性質及び財務上の影響を財務諸表の利用者が評価できるようにするための情報を、企業が開示することを要求している。

企業は、以下の場合、セグメント情報で開示されている情報がIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の説明資料と整合しているかどうかを検討しなければならない。

- （たとえCODMに個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、）CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に重要性がある収益及び費用の項目が含まれる場合。
- （たとえセグメントの純損益の測定値に含まれていなくても、）そのような重要性のある項目に関する情報がCODMに提供されている場合。

³² 本誌2024年6月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」を参照いただきたい。

³³ 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」を参照いただきたい。

最近発効した会計上の要求事項

IFRS第17号「保険契約」

IFRS第17号は、2023年1月1日以後開始する事業年度に発効した。2024年10月、ESMAは「From “black box” to “open book”?—IFRS第17号『保険契約』の最初の適用による証拠」³⁴を公表し、欧州の保険会社のサンプルの財務諸表のレビューからの所見及び推奨事項を提供している。

IFRS第17号の継続的な適用に関連する事項について、ESMAは、会計方針、判断及び見積りに関連する開示が、しばしば企業固有のものではなく、又は限定的な場合では欠落していると指摘している。この点に関して、本報告では、例を挙げている。

また、一部の企業が、財務諸表の外（例えば、経営者による説明又はリスクレポート）において、財務諸表からの相互参照の使用を含む、保険契約から生じるリスクの性質及び範囲に関する開示を表示していることを、ESMAは観察しているが、これはIFRS第17号では認められていない。IFRS第17号が要求する開示は、財務諸表の注記に含めなければならない。

その他の報告に関する検討事項

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は数年前から企業が適用してきたが、規制当局は、この分野における執行活動において引き続き重大な発見事項を得ている。これらの発見事項は、多くの場合、不適切な開示、特に収益認識に関連して行われた重大な判断に関連している。企業は、財務諸表に含める情報の適切性及び明確性を、例えば以下の点で考慮しなければならない。

- すべての重大な収益の源泉。具体的な会計方針、収益認識の時期、一定の期間にわたる収益認識の基礎、適用する方法論を含む。
- 契約、特に長期契約がIFRS第15号の適用範囲における顧客との契約の定義を満たしているかどうかを評価する際に行った重大な判断
- 企業が顧客に財又はサービスを提供する際に、企業が本人又は代理人として行動しているかの評価（例えば、企業がオンライン・ショッピングのプラットフォームを運営している、又はソフトウェアのライセンスなどのサービスを提供する場合）
- 企業が既存の契約について認識すると見込んでいる収益の金額及び時期に関する情報を開示するIFRS第15号120項の要求事項。この情報には、見積りを決定する際に使用した重大な判断、及び変更による潜在的な影響の説明を含めなければならない。企業は、例えば、期中の新規契約及び解約された契約、発行した請求、グループ構造の変更（例えば、企業結合又は処

分）の影響、為替の変動の影響を示す、残存履行義務の期首残高と期末残高の間の調整表を含めることを検討する場合がある。

さらに、顧客との長期契約（例えば、工事契約）では、対応する義務の履行が複数の事業年度にまたがっているため、しばしば収益及びコストに関して不確実性が生じる。現在のマクロ経済環境を考慮すると、企業は、特に収益が一定の期間にわたって認識される場合に履行義務の完全な充足に向けて進捗度を測定する際に、使用する予測が合理的で裏付け可能であることを確認しなければならない。契約が不利になった場合、IAS第37号を適用して引当金を認識及び測定し、IAS第37号の開示要求を適用しなければならない（特に、経済的便益の流出の量又は時期の不確実性の開示、及び関連性がある場合には、将来の事象に関して行われた主要な仮定の開示について）。

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フローの適切な報告は、投資家及び規制当局にとって引き続き焦点が当たる分野である。規制当局が提起した主要な問題には以下が含まれる。

- キャッシュ・フローの営業、投資、又は財務への分類は、IAS第7号の定義に準拠しなければならない。
- 現金及び現金同等物として表示する金額は、IAS第7号の規準を反映しなければならない。特に、
 - 要求払債務で、企業の資金管理の不可欠な部分の一部となっている銀行当座借越のみを、現金及び現金同等物の構成要素として含めなければならない。銀行の借入枠は、実務において残高がマイナスとプラスの間で通常は頻繁に変動しない場合、財務活動の一部として表示しなければならない。
 - 取得時に満期が3か月以内の短期投資のみが、通常、現金同等物として適格である。
- 現金及び現金同等物の構成要素は開示しなければならない。
- 限定的な状況を除き、キャッシュ・フローは総額ベースで表示しなければならない。
- 非資金取引は、キャッシュ・フロー計算書に表示してはならない。
- 投資及び財務活動に関連する重要性がある非資金取引は、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。
- キャッシュ・フローの分類に関する重要性がある会計方針及び判断（例えば、利息、配当金、制限の対象である現金）を開示しなければならない。

繰延税金資産の認識及び移転価格を含む法人所得税

企業は、現在のマクロ経済環境に起因する利益水準の

³⁴ ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-1188985980-1046_-_From_black_box_to_open_book.pdf）

低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。利益の減少又は減損が損失を生じる場合、企業は、関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号「法人所得税」を適用して、企業は、子会社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識していない可能性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされた結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した（及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断した）ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流動性の問題又は現在のマクロ経済環境に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応度及び／又は今後12か月で起こりうる結果の範囲を含む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

世界貿易の変化の結果として、企業は、移転価格の方針を変更する可能性がある。IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」を適用し、企業は、関連性がある税務当局が結果として生じる税務処理を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。そうではない場合、企業は、IFRIC第23号の要求事項を適用して、関連する税金を算定する際に不確実性の影響を反映しなければならない。移転価格の変更及び関連する不確実な税務処理について、重要性がある場合、関連性がある開示を検討しなければならない。

税源浸食と利益移転に関するOECD／G20の包括的枠組み

2022年3月経済協力開発機構（OECD）は、経済のデジタル化から生じる税の課題に対処するためのプロジェクトの第2の「柱」として合意された15%のグローバル・ミニマム課税についてテクニカル・ガイダンス³⁵を公表した。このガイダンス

は、2021年12月に合意し公表された³⁶グローバル税源侵食防止（GloBE）ルール適用及び運用について詳しく説明している。これは、収益が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業（MNE）が、事業を行う各法域で発生する所得に対して少なくとも15%の税金を支払うことを保証するための調整されたシステムを構築する。

第2の柱モデルルールの対象となる可能性のある企業は、営業を行っている法域における法制化のプロセスをモニターし、いずれかの法域において第2の柱の法制が制定（又は実質的に制定）されているかどうかを評価する必要がある。

第2の柱の法制が発効した場合に要求される開示

第2の柱の法制が発効してから、企業は、該当する場合、第2の柱の法人所得税に関連する当期税金費用（収益）を区分して開示しなければならない。

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である場合に要求される開示

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間、IAS第12号は、企業が報告期間の末日に第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーに関する定性的及び定量的情報を開示することを要求している。その情報は、法制のすべての具体的な要求事項を反映する必要はなく、示唆的な範囲の形で提供することができる。情報が既知でなく合理的に見積可能でもない範囲では、企業は代わりに、その旨の記述及びエクスポージャーの評価における企業の進捗状況に関する情報を開示しなければならない。

これらの開示要求を満たすために企業が開示する可能性のある情報の例には、以下のものがある。

- 企業が第2の柱の法制によりどのようにに影響を受けるか、及び第2の柱の所得税に対するエクスポージャーが存在する可能性のある主な法域に関する情報のような定性的情報
- 以下のような定量的情報:
 - 企業の利益のうち第2の柱の法人所得税の対象となる可能性のある割合と、それらの利益に適用される平均実効税率を示す。又は
 - 第2の柱の法制が発効していた場合に、企業の平均実効税率がどのように変化したかを示す。

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されていない場合に要求される開示

IAS第12号の修正は、法制が制定されている又は

³⁵ OECDのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.oecd.org/en/topics/policy-issues/base-erosion-and-profit-shifting-beps.html)

³⁶ OECDのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm)

実質的に制定されている後に提供する開示を規定しているが、それに関わらず、企業は、開示がそれ以前の期間に要求されるかどうかを評価しなければならない。

実際IAS第1号17項(c)は、適正な表示のためには、IFRS会計基準が具体的に要求する情報に加えて、財務諸表の利用者が、企業の財政状態及び財務業績に対する特定の事象及び状況の影響を理解できるようにするための開示を提供することを、企業に要求する場合があることを示している。

したがって企業は、事業を行う法域における第2の柱ルールの実施に対するコミットメントのレベルが、これらの1つ以上の法域の税法に第2の柱のモデルルールを組み込むことが予想されることを示しているかどうかを評価しなければならない。この場合、かつ、当該ルールが企業の事業に重大な影響を与える可能性があるとして企業が結論付けた場合には、その事実に関連性のある情報（例えば、上記のIAS第12号の修正により要求される情報）とともに開示しなければならない。

第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーが見込まれない企業

多国籍企業が第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーを見込んでいない、又は当該エクスポージャーに重要性がないと見込んでいるという事実は、（第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーがあると見込んでいない理由とともに）企業が開示を検討すべき関連性のある情報である可能性がある。この情報は、企業の収益が7億5,000万ユーロを超える場合（したがって、第2の柱のモデルルールの範囲に含まれる場合）に、より関連性がある可能性が高い。

企業は、潜在的なエクスポージャーを決定する際に、さまざまな仮定を行うことが要求される場合がある。IAS第1号125項は、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性のその他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に重要性がある修正を生じる重大なリスクがあるものに関する開示を要求している。第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーの重要性がない可能性が高いと企業が評価する場合、それにもかかわらず、例えば、仮定の変更によりエクスポージャーに重要性があることになる可能性があるという重大なリスクを検討するかもしれない。この場合、IAS第1号125項の要求事項を満たすために、さらなる情報を開示すべきかどうかを検討しなければならない。

非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利益を強調したいという欲求につながる。しかし、このようなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性があることを意味する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非GAAP指標又は代替的業績指標（APM）を通じて適切に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むがこれらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経済状況に直接関係していることを証明できるか？
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常の営業に増分なものであるか？
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に定量化可能であるか？

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示しようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提供しなければならない。

さらにAPMの定義及び計算は、期間にわたり一貫していなければならない。

非GAAP指標又はAPMをマネジメント・レポートに含める場合、企業は、引き続き関連性がある非GAAP財務指標に関する証券監督者国際機構（IOSCO）の声明³⁷そして代替的業績指標に関するESMAのガイドライン³⁸（2020年に更新）又は法域における同等のものについて、協議しなければならない。

後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検討が要求される場合がある。この評価は、判断が要求されることが多い。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、IAS第36号に基づく減損レビュー、IFRS第15号に基づく履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定するために使用する場合がある完了までのコストの見積り、

37 IOSCOのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD532.pdf>）

38 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf）

IFRS第9号に基づく予想信用損失計算、又は合理的に考え得る予測の変化に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなければならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受けない。報告日以降に評価がどのように変化したかについて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識別しなければならない。

例えば、報告日後に新しい関税又は既存の関税の変更が発表された場合、企業は、当該発表が報告日に合理的に予想できたかどうかを評価するために判断を適用しなければならない。そうである場合、企業は、減損の分析の実施に使用したキャッシュ・フロー（関連性がある場合には、シナリオの確率加重を含む）を、報告日に合理的に予想される条件を反映するように更新しなければならないかどうかを検討しなければならない。報告日時点では、新しい関税又は既存の関税の変更が合理的に予想できなかったと企業が判断した場合、減損の計算は修正されず、代わりに（重要性がある場合には）当該発表に関する関連性がある情報を開示しなければならない。

企業結合及び他の取得取引

企業結合及び他の類似の取引は複雑になる可能性があり、その会計処理には、例えば、以下の決定のために重大な判断が伴う場合がある。

- 取引が企業結合の定義を満たしているか、又は資産の購入として会計処理しなければならないか。
- 取引が企業結合である場合、企業結合の一部を構成する取引の要素と、別個の取引として会計処理しなければならない要素を識別する（例えば、特定の支払いが購入価格の一部を形成するか、報酬としなければならないか）。
- 当該取引が投資先に対する支配、共同支配、又は重要な影響力をもたらすかどうか。この評価は、議決権以外の要因が関係する場合に特に判断が要求される場合がある。例えば、
 - 株主間の契約に基づく、議決権行使又は取締役の指名に関する特別な権利の存在
 - 投資先が特定の法制度の対象となる場合（例えば、政府機関の関与又は取締役の指名）
 - 例えば、投資先への資本の関与を制限するなど、企業（投資者）が法的規定の対象となるかどうか。
 - 企業又は第三者が保有するオプション又はその他の潜在的な議決権

企業結合及び他の取得取引は非常に重大となる可能性があり、企業は、当該取引の影響及び当該取引をどのように会計処理するかを決定する際に行った重大な判断について明確で整合的な説明を行わなければならない。これには、以下が含まれる場合がある。

- 資産のグループが企業結合であり、IFRS第3号「企業結合」を適用して会計処理しなければならないかどうかを決定する際に伴う判断
- のれんを生じさせる要因の説明。定型的な開示ではなく、対象の企業結合を参照する。
- 条件付対価の取決め説明及び支払額の潜在的な変動性の説明。
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の7項から9項で要求される、支配、共同支配、及び重要な影響力を評価する際に行った重大な判断に関する情報。

2023年12月、IOSCOは、財務諸表で認識及び開示されたのれんの信頼性、忠実な表現及び透明性を向上することを目的とした「のれんの会計処理に関する提言」³⁹を公表した。IOSCOは、財務諸表の作成者に対して4つの提言を行っている。

- すべての識別可能な無形資産を適切に認識し、企業結合で認識したのれんを構成する要因の企業固有の開示を提供する。
 - 減損テストで使用される仮定が、合理的で裏付け可能であることを立証するのに十分な証拠を得る。
 - のれんの減損テストで使用される仮定と非財務情報開示の整合性を確保する。
 - 主要な仮定をどのように決定しているかを含む、のれんの減損テストを明確に開示する。
- 最後の提言に関して、IOSCOは、好事例には次の開示が含まれることを指摘している。：
- 公正価値又は使用価値がCGU又はCGUのグループの帳簿価額を超える割合（特に、翌事業年度中にのれんの帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある場合）
 - 主要な仮定に関連する不確実性の程度。例えば、評価モデルにおける仮定に関する不確実性は、不確実な時間軸を有する可能性のある景気後退からの景気回復に対する将来の期待を伴う可能性がある。
 - 主要な仮定に悪影響を与えることが合理的に見込まれ得る潜在的な事象及び/又は状況の変化

IAS第33号「1株当たり利益」

基本的1株当たり利益（EPS）及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、ある期間の決算発表及び財務諸表に含まれている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らない。⁴⁰財務諸表の作成においてなされた重大な判断

³⁹ 金融庁のウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20231221/20231221.html>）

⁴⁰ 例えば、2022年9月に公表された英国FRCの1株当たり利益のテーマ別レビューでは、EPSの計算におけるより一般的な誤りを強調しており、企業に特定の主要な要求事項をリマインドしている。

を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項は、EPSの計算にも適用されることに留意すべきである（例えば、株式再編の実質を決定する際に判断が必要な場合）。

誤って適用されやすいEPSの計算についてのIAS第33号の要求事項を、以下に記載する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどうかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて行わなければならない。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期間の基本的EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される普通株式の加重平均数を遡及的に調整することが要求される。
- 優先株式が資本に分類される場合、基本的EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償還において生じるプレミアムを含む、優先株式のすべての影響を調整する。

非GAAP指標の使用に関するガイダンス（「非GAAP及び代替的業績指標」を参照）は、調整後EPS数値の表示にも適用される。特に、IAS第33号で要求されているように、EPS指標よりも目立たせてはならず、その算定方法（調整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む）を明確に開示しなければならない。

経営者による説明

2025年6月、IASBは、経営者による説明及び類似の報告書の改善を支援するため、要求事項のグローバルな整合性の強化も含む、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表した。改訂実務記述書は、どの企業が経営者による説明を作成することが要求されるか、どのくらいの頻度で作成しなければならないか、誰が経営者による説明の発行を承認すべきか、又は経営者による説明が対象となる外部保証の水準を明記していない。改訂実務記述書は、規制当局が国内の要求事項及び経営者による説明に関するガイダンスを更新又は開発する際に使用する、グローバルなベンチマークを提供するとともに、企業が投資者のニーズを満たす情報を提供するための包括的な資源を提供することを目的としている。iGAAP in Focus財務報告「IASB、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表」⁴¹は、経営者による説明に関する実務記述書について詳細に解説している。

期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である。期中財務諸表を作成する際に最も関連性がある可能性が高い検討領域について、本ニュースレターにおいてすでに説明されているものに加え、以下で説明する。

重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS第34号「期中財務報告」15項に従い、「直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重大な事象及び取引の説明」を提供することが要求される。重大である場合に、開示を検討する場合がある事象の網羅的ではないリストは、IAS第34号15B項に示されている。さらに、IAS第34号16A項は、会計方針及び計算方法の変更に关するものを含め、要約期中財務諸表の注記において行うべき開示を規定している。

現在のマクロ経済的及び地政学的環境から生じる継続的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表の注記で開示する必要がある可能性がある他の重要な事象が存在する可能性が高い。

見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中報告期間中に（例えば、新しい関税の賦課又は金利の変化の結果として）見積りを修正し、IAS第34号16A項(d)に従って開示を提供する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に資産及び負債について、直近の年次報告日よりも見積り方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用した見積り方法を明確に説明しなければならない。

資産の減損

減損損失及び減損損失の戻入れに関するIFRS会計基準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

多くの資産（のれん、有形固定資産、使用権資産、無形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投資を含む）については、IAS第36号に従って、報告日に、減損又は以前の減損の戻入れの兆候があるかどうかを評価し（禁止されている以前ののれんの減損の戻入れを除く）、もしそうである場合、回収可能価額（使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方）を算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆候の存在を評価しなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算において、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性がある。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された場合、企業はIAS第34号15B項(b)により要求されるように、当該損失に関する追加の開示を検討しなければならない。

⁴¹ 本誌2025年10月号に掲載予定である。

継続企業

IAS第1号25項及び26項が定める継続企業の要求事項は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者は、期中報告期間の終了から少なくとも12か月間継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、新しい情報又は更新された情報により、要約期中財務諸表に継続企業の評価について開示することが要求されるかどうかを検討する必要がある。

認識及び測定

要約期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS第34号41項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信頼性のある情報をもたらす、すべての重要性があり関連性がある財務情報が、適切に開示されることを要求している。したがって、本ニュースレターの他の箇所に記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務諸表でも同様に取扱いしなければならない。それにもかかわらず、IAS第34号は、年次財務諸表及び期中財務諸表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積方法をより多く使用することが必要になることを認めている。

法人所得税の会計処理

期中財務報告書には、次の年次財務諸表に適用されるものと同じ会計上の認識及び測定原則を適用すべきであるという基本原則と一致して、期中報告期間の法人所得税費用は、年間の見積利益総額に適用される税率、すなわち、期中報告期間の税引前利益に適用される見積平均年次実効税率を用いて計上する。

実務的な範囲内で、見積平均年次実効税率は租税区域ごとに決定され、租税区域ごとの期中税引前利益に個別に適用される。利益の種類が異なるごとに異なる税率が適用される場合にも、同じ原則が適用される。世界貿易の変化及びマクロ経済の不確実性によってもたらされる不確実性の結果として、企業はそのような精度で期中税金計算を行う際に、困難に直面する可能性がある。この場合、企業は、より個別の税率を使用した場合の結果に比して合理的な近似値となるものであれば、各租税区域全体又は各種利益全体の加重平均を使用することが認められる。

また、IAS第34号に基づく期中財務報告のために、予測キャッシュ・フローの調整（非金融資産の減損の文脈で議論されるものなど）も、企業の見積年次実効税率（AETR）に織り込む必要があるかもしれない。さらに、不確実なビジネス環境の状況では、これらのキャッシュ・フローの見積りはより頻繁に改訂される可能性が

高く、それに伴い、AETRが変更された場合、ある期中報告期間に法人所得税費用として計上した金額も、その後の期中報告期間で調整する必要が生じる可能性がある。AETRは、累計ベースで再見積りされる。

IAS第12号の繰延税金資産の認識を裏付ける規準は、各期中報告期間の末日に適用され、それらが満たされた場合に限り、当期の税務上の欠損金の便益を見積平均年次実効税率の計算に反映することができる。

期中財務諸表における第2の柱の法人所得税

IAS第34号B12項に従って、第2の柱の法人所得税は、期中報告期間において、年間の見積利益総額に適用される税率を使用して計上する。この税率は、年間の見積調整後対象租税額と見積GloBE純所得に基づいて決定される。

AETRは、期中報告期間の末日までに制定された、又は実質的に制定された税率（及び税法）を使用して見積もらなければならない。

実務においては、期中報告日における予想年次GloBE所得の算定及び予想年次GloBE所得の期中報告期間への帰属には、重大な見積りが伴う場合がある。IAS第34号B14項に記載されているように、利益の種類が異なるごとに異なる税率が適用される場合には、実務的な範囲内で、期中税引前利益の個々の種類ごとに、別々の税率が適用される。しかし、すべての場合に達成可能とは限らず、もし個別の税率を使用した場合の結果に比して合理的な近似値となるものであれば、各種利益全体の加重平均税率が用いられる。

その他の開示

上記で説明したように、IAS第34号の包括的な目的は、期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる関連性のある情報の説明及び更新を提供することである。上記の具体的な検討事項に加えて、企業は、包括的な目的を達成するために必要となる可能性のある追加の開示を検討する必要があり、現在の不安定で不確実な環境では、期中報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響について追加の開示が要求される場合がある。

IAS第1号は、一般に、IAS第34号に従って作成された要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されないが、IAS第1号4項は、IAS第1号15項から35項が期中財務諸表に適用されることを明確にしている。IAS第1号17項及び31項はいずれも、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、IFRS会計基準で規定されている情報に対する追加情報を要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著しく変化した可能性がある現在の状況では、（年次）財務諸表の完全なセットについてのみに通常要求される開示の一部は、期中報告期間中に発生した状況

の結果に関する関連性のある情報を提供する場合がある。

付録

新しい及び改訂IFRS会計基準及び解釈指針

IAS第8号第30項は、新しい及び改訂IFRS会計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響を検討し、（年次財務諸表において）開示することを企業に要求している。これらの開示の十分性は、現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2025年6月30日時点のものを反映している。当該日以後、財務諸表が発行される前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計基準の適用による潜在的な影響についても検討し、開示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正されたIFRS会計基

準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。
(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、2025年6月30日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。2025年6月30日に終了する第1四半期は、事業年度が2025年4月1日に開始することを意味する。同様に、2025年6月30日に終了する第2四半期は2025年1月1日に開始する事業年度を指し、2025年6月30日に終了する第3四半期は2024年10月1日に開始する事業年度を指し、2025年6月30日に終了する第4四半期は2024年7月1日に開始する事業年度を指す。

基準等	発効日	2025年6月30日での適用			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
「特約条項付の非流動負債」（IAS第1号の修正）及び「負債の流動又は非流動への分類」（IAS第1号の修正）	2024年1月1日	適用済	適用済	強制適用	強制適用
「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS第16号の修正）	2024年1月1日	適用済	適用済	強制適用	強制適用
「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS第7号及びIFRS第7号の修正）	2024年1月1日	適用済	適用済	強制適用	強制適用
「交換可能性の欠如」（IAS第21号の修正）	2025年1月1日	強制適用	強制適用	早期適用可	早期適用可
「金融商品の分類及び測定に関する修正」（IFRS第9号及びIFRS第7号の修正）	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「IFRS会計基準の年次改善―第11集」	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「自然依存電力を参照する契約」（IFRS第9号及びIFRS第7号の修正）	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS解釈指針委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、更新版IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがって、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に

適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間（例えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応）を与えられることが期待されていることを指摘している。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのぐらいなのであるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて

決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変更に関連する開示が、IFRS会計基準で要求されているかどうかを検討することが期待される。

過去12か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。⁴²

2024年11月 IFRIC Update	IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」 ―「評価損益に対する担保差入」契約 の変動証拠金担保（マージン・コール） に係るキャッシュ・フローの分類
2025年3月 IFRIC Update	他の企業の義務に対して発行する保証 IFRS第15号「顧客との契約から生じる 収益」―授業料から生じる収益の認識 IAS第38号「無形資産」―気候関連支出 から生じる無形資産の認識

以 上

⁴² 一連のアジェンダ決定については、ASBJのウェブサイトの「IASBの活動」の「IFRS-IC会議」のページ（https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/ifric.html）を参照いただきたい。

IASB、IFRS第16号の適用後レビューについて意見を募集する

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusは、2025年6月に国際会計基準審議会（IASB）によって公表された情報要請（RFI）「IFRS第16号『リース』の適用後レビュー」について解説するものである。

- IASBは、IFRS第16号「リース」の適用後レビュー（PIR）に関する利害関係者のフィードバックの募集を開始した。
- 特に、IASBは、次の分野について質問している。
 - IFRS第16号の全体的評価
 - 借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性
 - 借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性
 - 借手による測定及要求事項の適用のための継続的成本
 - 将来の経過措置の改善の可能性
 - IFRS第16号の影響の評価に関連性のあるその他の事項
- RFIは2025年10月15日までコメントを募集している。

背景

IFRS第16号「リース」は2016年に公表され、2019年1月1日以後開始する事業年度に発効した。IFRS第16号は、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で開発され、リースの認識、測定及び開示のための包括的かつ堅牢なフレームワークを作成した。

2024年、IASBはIFRS第16号の適用後レビュー（PIR）を開始した。IASBは、PIRの第1フェーズで識別された事項に関する情報及びPIRに関連するその他の情報を求

めるRFIを公表した。

回答者への質問

IFRS第16号の全体的評価

IFRS第16号は、リースの認識、測定、表示及び開示に関する原則を示している。IFRS第16号の目的は、借手及び貸手がリースに関する関連性のある情報を当該取引を忠実に表現する方法で提供することを確保することである。この情報は、リースが企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えている影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を提供する。

目的を満たすために、IFRS第16号は借手がすべてのリースを金融の提供として会計処理する単一の借手会計処理モデルを導入し、借手がリースをオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースのいずれかに分類するモデルを廃止した。ほとんどすべてのリースについて、IFRS第16号は借手に次のことを要求している。

- 財政状態計算書においてリース資産（使用権資産）とリース負債を認識する。
- 損益計算書においてリース資産の減価償却及びリース負債に関する利息をリース期間にわたって認識する。
- キャッシュ・フロー計算書において以下についての現金支払を次のように分類する。
 - リース負債の元本部分に係る現金支払を財務活動の中に分類する。
 - リース負債の利息部分に係る現金支払をIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の利息支払についての要求事項に従って分類する。

IASBはIAS第17号「リース」における貸手の会計モデルを引き継ぐことを決定した。したがって、貸手は引き続き、リースをファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースのいずれかに分類し、それら2種類の

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/rfi-pir-ifs-16>)

リースを別々の方法で会計処理する。

見解

初期的なフィードバックは、IFRS第16号は意図されたように機能しており、目的を達成し、財務報告を改善したことを示唆している。大半の利用者は、IFRS第16号は借手を使用しての資本及び借手の財務レバレッジを評価するために用いる財務情報の透明性及び質を、特にリースを広範に使用している産業（小売、航空及び電子通信など）において改善したと述べた。しかし、多くの作成者は、IFRS第16号が目的を達成したのかどうかが不明確であると述べた。IFRS第16号を適用するために高い継続のコストが生じるが、便益は限定的または皆無とみているからである。しかし、他の作成者は、IFRS第16号により、企業の内部統制及び会計機能と事業機能との間の協調が改善されたと述べた。

IASBは、IFRS第16号はその目的を満たしているかどうか、及び、中心となる原則が明確であるかどうかを利害関係者に質問している。また、利害関係者は、リースに関する財務情報の質と比較可能性の全体的な改善は、おおむねIASBが期待したとおりであったかどうかについても質問されている。

IASBは、要求事項の適用の監査及び執行を含めて、要求事項の適用の全体的な継続のコストが、おおむねIASBが期待したとおりであったかどうかについても知りたいと考えている。

借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性

IFRS第16号は、リース期間の新しい定義、割引率に関する新しい要求事項、及び変動リース料に関する新しい要求事項を導入した。

見解

初期的なフィードバックは、リース期間の決定には複雑な判断が伴うことを示唆している。多くの利害関係者は、「合理的に確実」という閾値の評価、契約が強制可能な権利と義務を生み出すかどうかの決定、及び何がペナルティを構成するかの決定は、企業がIFRS第16号を適用する際に行う最も困難な判断の一部であると述べた。

また、利害関係者は、リースの計算利率は直接には観察可能ではないか、または容易には決定できないと指摘している。

さらに、一部の利害関係者は、変動リース料が指数またはレートに応じて決まる変動リース料なのか、将来の業績または原資産の使用に連動した変動リース料なのか、あるいは実質上の固定リース料なのかを判定することが困難である場合があると考えていた。

IASBは、利害関係者に対して、借手による判断の適用からもたらされる財務情報の有用性が、おおむねIASBが予想したとおりであることに同意するかどうかを質問している。利害関係者は、借手による判断の適用が財務情報の有用性に対して著しい負の影響を有すると考える場合、その理由を説明するよう求められている。

また、IASBは、利害関係者に対して、IFRS第16号の要求事項が、企業が適切な判断を行うための明確で十分な基礎を提供していること及び当該要求事項が一貫性をもって適用できることに同意するかどうか、また、もし同意しない場合にはその理由を説明するよう求めている。

利害関係者が、IASBは借手による判断の適用からもたらされる財務情報の有用性を改善すべきであると考える場合、次のことの説明を求められている。

- IASBは要求事項にどのような修正を加えるべきか、及び解決策の便益はコストをどのように上回るのか。
- 借手による判断の適用に関するどのような追加的情報の開示が要求されるべきか、及び、その開示の便益はどのようにコストを上回るのか。

借手のリース関連のキャッシュ・フローに関する情報の有用性

IFRS第16号は、企業がキャッシュ・フロー計算書においてリースに関連する現金支払をどのように分類すべきかを定める要求事項を導入した。IFRS第16号は、企業のリース活動に関する追加の定性的情報及び定量的情報だけでなく、リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額に関する開示要求事項も導入した。

見解

初期的なフィードバックは、IFRS第16号が、借手が財務諸表において表示及び開示するリースに関する情報の透明性及び質を改善したことを示唆している。しかし、一部の利害関係者は、キャッシュ・フロー計算書におけるリース関連キャッシュ・フローの表示及び関連する開示について懸念を示した。これらの利害関係者は、キャッシュ・フロー計算書におけるリース関連のキャッシュ・フローの表示は、利用者が分析するには複雑であると述べた。

IASBは、借手が表示し開示するリース関連キャッシュ・フローに関する財務情報の質と比較可能性の改善が、おおむねIASBが予想したとおりであることに同意するかどうかを利害関係者に質問している。改善が期待よりも著しく低いと考える利害関係者は、その理由を説明するよう求められている。

借手による測定 of 要求事項の適用のための継続のコスト

IFRS第16号は、割引率、リース負債の事後測定、リース負債の見直し、及びリースの条件変更に関する新しい

要求事項を導入した。

見解

初期的なフィードバックは、借手が使用すべき割引率（すなわち、借手の追加借入利率）の決定は複雑性があるため依然として高コストであり困難であることを示唆している。一部の利害関係者は、借手がリース負債を再測定する際に改訂後の割引率を決定するという要求はIFRS第16号の適用の継続的コストが高くなる原因となると述べた。

一部の利害関係者は、リース負債の事後測定についての要求事項のコストと便益のバランスに関する懸念を示した。

IASBは、IFRS第16号における測定の要求事項の適用の継続的コストが、おおむねIASBが予想したとおりであることに同意するかどうかを利害関係者に質問している。利害関係者は、継続的コストが予想よりも著しく高いと考える場合、その理由について、企業固有の事実や状況（ITソリューションなど）がこれらのコストをどのように増加させているのか、及び、リースに関する財務情報の有用性に対して著しい負の影響を与えずに、IASBがどのようにこれらのコストを低減させることを提案するのかを考慮した上で、説明するよう求められている。

将来の経過措置の改善の可能性

IFRS第16号は2019年1月1日以後開始する事業年度に発効し、当該基準を導入する企業にコスト救済措置を提供するためのいくつかの簡素化及び実務上の便法を含んでいた。IFRS第16号は借手が当該基準を次のいずれかの方法で適用することを認めていた。

- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って表示する過去の各報告期間のそれぞれに遡及適用する。
- 遡及適用（比較財務情報を修正再表示せずに）して、IFRS第16号の適用開始による累積的影響を適用開始日に利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）の期首残高の修正として認識する。

見解

初期的なフィードバックでは、企業は両方の移行方式を使用してきており、修正遡及アプローチ（比較情報の修正再表示を行わない）がコストと便益の理由でより一般的に用いられるアプローチであることが示唆されている。利害関係者はまた、実務上の便法が有用であると述べている。

IASBは、利害関係者に対して、IFRS第16号への移行の経験に基づいて、将来の基準設定プロジェクトにおいてIASBが経過措置を開発する際に、IASBに何かを異なる方法で行うことを提案するかどうか質問している。そ

の場合、利害関係者は、そのアイディアで、利用者が新しい要求事項が企業の業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響を理解できるようになるのに十分な情報を得ること、及び、作成者が新しい要求事項を初めて適用する際に、移行のコストを適切に低減させることができることをどのように確保されるのか説明するよう求められている。

IFRS第16号の影響の評価に関連性のあるその他の事項

賃料減免にIFRS第16号をIFRS第9号「金融商品」とともに適用することについての見方

IFRS解釈指針委員会（IFRS IC）は、リース契約の唯一の変更が、当該契約に基づいて借手から受けるリース料を貸手が放棄して借手のリース負債の部分的な消滅となる賃料減免を貸手と借手がどのように会計処理するかを議論した。その議論は、賃料減免は、IFRS第9号（部分的な消滅）又はIFRS第16号（リースの条件変更）のいずれかを適用して会計処理される可能性があることが強調された。その結果、IFRS ICはIASBに対して、借手がいずれの基準を賃料減免に対して適用するかを区分する方法を明確化するための狭い範囲での基準設定プロジェクトを検討すべきであると提案した。2024年7月に公表されたIFRS会計基準の年次改善の一環として、IASBはIFRS第9号を修正し、借手がIFRS第9号に従ってリース負債が消滅したと判断した場合、借手はIFRS第9号3.3.3項を適用して、その結果生じる利得または損失を純損益に認識することを明確化した。その当時、IASBは、IFRS第9号とIFRS第16号の相互関係の明確化は年次改善の範囲を超えると結論付けていた。

見解

初期的なフィードバックでは、借手が賃料減免を会計処理するためにIFRS第16号をIFRS第9号とともにどのように適用するのかが依然として不明確であること及びこの明瞭性の欠如が情報の有用性に重大な影響を与える可能性があることが示唆されている。

IASBは、利害関係者に対して、この種類の賃料減免をどのくらいの頻度で観察したか、また、報告される金額に重要性がある影響を与えたかまたは与えると見込まれる、賃料減免を借手が会計処理する方法における不統一（それにより情報の有用性が低下する）を観察したかどうかについて質問している。

利害関係者は、IASBは要求事項の明瞭性を改善するために行動すべきであるという見解である場合には、提案する解決策を記述し、その解決策の便益がどのようにコストを上回るかを説明するよう求められている。

セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡が売却であるかどうかを評価する際にIFRS第16号をIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」とともに適用することについての見方

IFRS第15号のPIRにおいて、一部の利害関係者が、セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡がIFRS第15号に従って売却であるかどうかを評価する方法について、追加のガイダンスまたは設例を要望した。特に実務上の困難を生じさせると識別された状況には、次のものが含まれる。

- 原資産の残りの経済的耐用年数のほとんど全部に渡りリースを延長される売手である借手の更新オプションを有するリースバック取引
- 売却された資産と異なる資産のリースバック（例：改装前の建物の売却と、改装後の建物のリースバック）

IASBは、利害関係者に対して、セール・アンド・リースバック取引における資産の移転が売却であるかどうかを評価するにあたっての困難を、どのくらいの頻度で観察したか質問している。また、利害関係者は、報告される金額に重要性がある影響を与えたかまたは与えると見込まれる、売手である借手による支配の移転の判定における不統一（それにより情報の有用性が低下する）を観察したかどうかについても質問されている。

利害関係者は、資産の譲渡が売却であるかどうかを売手である借手が判定するのを支援するためにIASBが行動すべきであるという見解である場合には、提案する解決策を記述し、その解決策の便益がどのようにコストを上回るかを説明するよう求められている。

セール・アンド・リースバック取引における利得または損失の認識にIFRS第16号をIFRS第15号とともに適用することについての見方

IFRS第16号を開発する際、IASBは、売手である借手がセール・アンド・リースバック取引における完了した売却について認識する利得または損失は、買手である貸手に移転された権利のみに係る利得または損失の金額を反映すべきと決定した。

見解

初期的なフィードバックでは、一部の利害関係者が、セール・アンド・リースバック取引における部

分的な利得または損失の認識に関して懸念を有していることが示唆されている。彼らの見解では、そのような会計処理は、IFRS第16号におけるセール・アンド・リースバック取引の要求事項が参照するIFRS第15号の会計モデルと不整合であるからである。

IASBは、利害関係者に対して、セール・アンド・リースバック取引において企業が認識する利得（または損失）の金額を制限することが、有用な情報をもたらすことに同意するかどうかを質問している。利害関係者はまた、IASBがIFRS第16号を公表した以降に、部分的に利得または損失の認識の要求事項の適用のコスト及びそれによりもたらされる情報の有用性が予想されたのと著しく異なることを示唆するような、どのような新たな証拠または議論が識別されたかどうかを質問されている。

利害関係者は、部分的に利得または損失の認識の要求事項を適用のコストと便益のバランスをIASBが改善すべきであるという見解である場合、提案する解決策を説明するよう求められている。

その他の事項

IASBは、IASBがIFRS第16号のPIRの一環として検討すべき追加的な事項があるかどうかを利害関係者に質問している。それがあつた場合、利害関係者は、デュー・プロセス・ハンドブックに記載されているPIRの目的を考慮して、その理由を説明するよう求められている。

コメント期間と次のステップ

RFIは2025年10月15日までコメントを受け付けている。

コメント期間終了後、IASBは、協議活動からのコメントを、追加の分析及び協議から収集された情報とともに検討する。その後、IASBは、その発見事項及び次のステップを要約した報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。次のステップには、IFRS ICへの当該事項の照会、要求事項の一貫した適用をサポートするための資料の提供、または基準設定の可能性の検討が含まれる。

以 上

会計基準等開発動向

2025年8月1日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
バーチャルPPAに係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、バーチャルPPA（Power Purchase Agreement）に関して、現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられる取引を前提に、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて、検討が行われていた。	2025年3月11日付で、実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」が公表され、2025年5月30日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準の開発に向けて、検討が行われていた。	2025年4月23日付で、企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等が公表され、2025年6月30日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当て、後発事象に関する会計基準の開発が行われていた。	2025年7月8日付で、企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」等が公表され、2025年9月12日まで意見募集が行われている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）については、減損に関する公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」のモデルを開発の基礎として検討が進められている。 現在、金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針の文案を検討しつつ、合わせて企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」等の改正案に関する検討が行われている。
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（ https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf ）が公表された。

項目	内容	ステータス
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当て、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、検討する予定とされている。	今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われている。	2025年5月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてJICPAよりテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第54回基準諮問会議（2025年7月11日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2026年度に開始される、法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者の会計処理の検討。 (想定される論点) (1) 排出枠の取得に係る会計処理（資産の認識及び測定） (2) 排出枠償却時点で、排出実績と等量の排出枠を保有する義務に係る会計処理（負債の認識及び測定や引当金の計上） (3) 開示要求事項 加えて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係の整理。	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済産業省より実務対応レベルの新規テーマとして提案され、検討の開示時期及び検討を行う順序についてはASBJに委ねた上で、ASBJの新規テーマとして提言するとされた。 その後、ASBJの第551回企業会計基準委員会（2025年7月24日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言がなされた。

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	(1)のれんの非償却を導入 (2)のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取をASBJに依頼することとされた。 なお、ASBJが実施する意見聴取は、ASBJにおける通常の審議と異なり、ASBJが本テーマに関して判断や評価を行うものではなく、テーマ提言に関する判断や評価は企業会計基準諮問会議において行われるとされている。
連結財務諸表における取扱い	(1)連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2)連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、事務局において追加の検討を行った上で次回以降の企業会計基準諮問会議に諮ることとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイダンスが強制力を持つことになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)	ASBJにおいて、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の修正を公表したこと等を受け、財務諸表等規則等及び財務諸表等規則ガイドラインについて所要の改正を行うものの。	2025年6月6日付で左記改正案が公表され、2025年7月7日まで意見募集が行われていた。なお、改正後の規定は、公布の日から施行するとされている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

会計情報

発行日 令和7年8月20日(毎月20日発行)
第589 9月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数を指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001